

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	1.人にやさしい安心・安全なまちづくり
施 策	(1) 災害に強く回復力のある安全なまちづくり

■現状と課題

近年、日本では、東日本大震災や熊本地震の発生などに見られるように、地震活動や火山活動が活発化しており、また、大型台風の襲来や局地的な豪雨の発生などが日本各地で起きています。

こうしたことから、富山市地域防災計画を見直し、災害発生時に迅速かつ確に情報伝達・避難誘導・復旧活動が行える体制を整備するとともに、広域幹線道路の整備、水道施設・橋梁等の公共施設や木造住宅等の耐震化などを推進していく必要があります。~~災害に強く回復力のある安全なまちづくりを推進していくことが求められています。~~

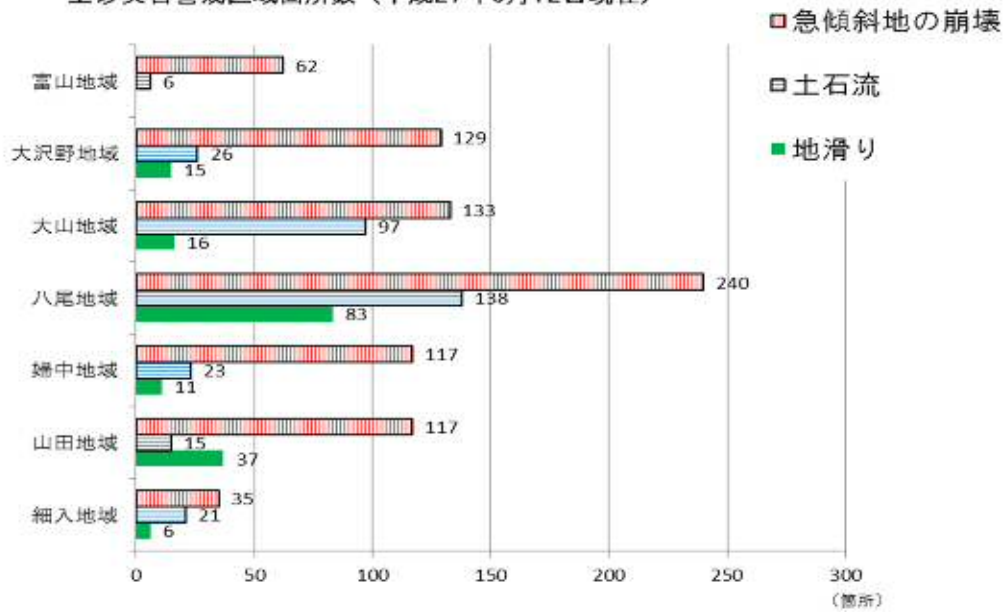
また、都市化が進展した地区や河川等の沿川低地部などでの集中豪雨に伴う浸水被害や急峻な地形や急流河川を有している山間地での土砂災害及び海岸線での高潮・津波による被害などの防災対策、災害に備えた体制づくりなどの取り組みも必要となっています。

加えて、災害発生時には、住民の避難誘導や負傷者の救出・援護、初期消火など地域ぐるみで行う初期活動が重要な役割を果たすため、市民の防災意識の高揚を図るとともに、公助には限界があることから、行政による公助以外に、自らの身を守る自助と、地域のつながりを活かした共助をともに推進する必要があります。また、自力で避難することが困難な高齢者や障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を災害から守るための対策を講ずる必要があります。

一方、~~防災対策に加え、~~テロや新たな感染症など多様な危機事象への対応を含めた総合的な危機管理体制の整備が必要となっています。

こうした防災対策等に加え、国土強靱化地域計画やレジリエンス戦略に基づき、平常時から、人口減少・少子高齢化や社会資本の老朽化などのあらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも、その被害を最小化し、最悪の事態に陥ることを避けるため、包括的な施策展開による災害に強く回復力のある安全なまちづくりを推進していくことが求められています。

土砂災害警戒区域箇所数（平成27年6月12日現在）



■ 目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
住宅の耐震化率	住宅総数（非木造・共同住宅等含む。）のうち、新耐震基準で建築されたものと耐震化工事を行ったものを合わせた割合	富山市耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化率85%を目指す。	80% (27年度)	85%
配水幹線の耐震化率	配水幹線延長に占める耐震管延長の割合	平成 38 年度末までに、全ての配水幹線のうち富山地域の配水幹線について耐震化を完了することを目指す。 (平成 38 年度末の配水幹線耐震化率：92%)	42.0% (28年度)	67.5%
大雨に対して安全である地区の面積の割合	公共下水道（雨水）整備の実施により、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合	計画期間内に整備する区域の面積が100haとなることを目指す。	75.0% (28年度)	77.0%
浸水被害発生件数	大雨に対する各年度の被害発生件数	被害の多かった年度の被害発生件数以下を目指す。	1,240 件 (10年度)	1,240 件以下
がけ地崩壊危険区域内の住宅戸数	がけ崩れに対して安全性を有していない住宅数	対策工事や補助の実施によりがけ崩れに対して安全性を有していない住宅戸数の減少を目指す。	500 戸 (28年度)	481 戸以下
自主防災組織の組	全世帯に占める自主防	実績等に基づき、より一	56.7%	70%

織率	災組織加入世帯の割合	層防災意識の啓発に努め、概ね7割の組織率を目指す。	(27年度)	
防災行政無線の整備率	デジタル防災行政無線(同報系・移動系)の整備の割合	総務省により定められた期限(平成34年12月1日)までに、適合規格を満たすデジタル式に更新することを目指す。	同報系 32.2% 移動系 91.2% (27年度)	同報系 100% 移動系 100%
備蓄物資の整備率	備蓄目標数に対する実際の備蓄割合	段階的に備蓄数を増加させ、備蓄食料の賞味期限が一巡する平成33年度までに目標数の到達を目指す。	35.7% (27年度)	100%

■施策の方向

①地震・津波対策の強化

地震対策については、水道施設や橋梁、学校、公民館などの社会資本の耐震化を進めるとともに、地震に強い家づくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事に対しての支援や、住宅の耐震化に対する市民意識の向上に努めます。

津波対策については、高波や津波等による背後の住宅密集地の安全性を高めるため、漁港海岸の離岸堤の整備を推進し、沿岸地域の住民が安心して暮らせるように努めます。また、富山湾における津波浸水想定と避難場所などを記載した津波ハザードマップを周知し、津波発生時の迅速な避難行動により被害の軽減が図られるよう努めます。

②浸水対策の強化

富山市浸水対策基本計画に基づき、河川や排水路の改修、雨水幹線や調整池の整備のほか、水田貯留の推進など、総合的な浸水対策に取り組みます。

また、合流式下水道区域である富山駅南側の中心市街地(約277ha)における松川雨水貯留施設の整備や下水道管の増径等により、浸水被害の軽減及び公共用水域の水質保全を推進していきます。

③土砂災害の防止

土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所における土砂災害対策を進めるとともに、関係機関に土砂災害防止工事の促進を働きかけます。

特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された地域において、土砂災害ハザードマップによる円滑な警戒避難体制を確保するなど、被害の軽減に努めます。

④災害への対応機能の強化

復旧・復興を支える広域幹線道路の整備を進めるとともに、災害時に電柱等が倒壊し道路が寸断されることを防止するため、無電柱化整備を進め、景観の形成と安全な道路空間の確保に努めます。

また、防災行政無線(同報系・移動系)について、アナログ式から本庁舎で一元的に管理・運用できるデジタル式への更新を進めます。

さらに、避難所等への水道管の耐震化を優先的に進めるとともに、飲料水や非常食、生活用品などの備蓄、避難生活のための防災用資機材の配備を進め、災害への備えに万全を期すよう努めます。また、災害発生時の避難所において、被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備します。

⑤防災意識の啓発

地域を主体とした活動を推進するため、自主防災組織の結成を促すとともに、防災訓練や防災資機材の整備などの活動を支援します。また、自主防災組織の活動の中心となるリーダーを育成するため、防災士の資格取得に対して支援します。

⑥ICTを活用した安心・安全なまちづくり

官民が個別に保有している道路や電気・ガス・通信などの情報を関係者の協力を得ながら、共通プラットフォームを構築し、オープンデータ化することで、車両の効率的な運行や災害復旧の迅速化のほか、さまざまな分野で市民サービスの向上に役立てることを目指します。

また、災害発生時の避難所に指定されている市内の小中学校体育館等に無料 Wi-Fi を利用できる環境の整備に努めます。

⑦公共施設等の長寿命化・老朽化対策

公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、防災拠点となる公共施設の耐震化を推進します。

また、橋梁の保全対策として、日常の巡回監視や、近接目視による計画的な点検を行い、予防的修繕等を実施することで、橋梁の長寿命化やトータルコストの縮減に努めるとともに、橋梁の役割や機能を踏まえた管理水準の適正化を図るなど、メリハリのある維持管理や更新に取り組みます。

さらに、経年劣化等の著しい配水幹線の更新等を推進し、安全で信頼性の高い配水システムの構築を図ります。

⑧危機管理体制の強化

複合的な自然災害や原子力災害、感染症の発生、テロなどに迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画やBCP（業務継続計画）の見直し、各種ハザードマップや危機事象に対応したマニュアル整備、実践的な教育訓練の実施など、危機管理体制の強化に努めます。

また、市民病院は、災害発生時の初期において、重篤患者の救命医療、他の医療機関等と連携した患者の受入・搬出、医療救護チームの派遣、地域医療機関への応急用機材の貸し出しなどに対応する災害拠点病院として、その役割を的確に果たせるよう、体制の整備や施設・設備の充実に努めます。

■市民に期待する役割

- * 自主防災組織による防災活動や防災訓練等の活動に協力する。
- * 災害等に対する意識の向上と、各種啓発イベントへの参加等に努める。
- * 各種災害に備え、自宅や職場において、非常食や生活必需品等を備蓄する。

- * 木造住宅の耐震改修の重要性を理解する。
- * 床下など浸水被害を最小限に抑えるための土のうの設置に努めるほか、道路冠水などの危険箇所を回避する。
- * 危険箇所や避難場所、避難経路を確認する。
- * 日頃から海岸の状況に注意し、異常時には情報提供に協力する。
- * 道路陥没や街灯障害等の情報提供に協力する。
- * 災害の発生に備え、災害時の対応の確認や家具の転倒防止策等を行う。
- * 災害時等において、救援・救助活動や復旧支援活動に協力する。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
漁港海岸保全施設整備事業	平成 24 年～平成 28 年度 離岸堤 (新設) L=280 m	離岸堤整備(新設)
木造住宅耐震改修支援事業	一戸建て木造住宅の耐震改修費用に対する補助 38 件(24～27 年度)	事業の継続実施
河川水路整備事業 (基幹河川)	基幹河川整備延長 817 m	河川 603m
河川水路整備事業 (排水路)	排水路整備延長 921 m	排水路 1,171m
浸水対策事業 (排水路)	水路整備延長 3,606m	水路整備延長 6,177m
浸水対策事業 (雨水流出抑制)	雨水流出抑制施設 (調整池・学校グラウンド貯留) 4 箇所 水田貯留の実施面積 350ha	調整池 5 箇所 水田貯留の実施面積 370ha
火防水路改良事業	整備延長 1,185 m	整備延長 1,046 m
公共下水道 (雨水) の整備による浸水対策	雨水幹線等の整備 L=約 2,780m 合流式下水道の改善 L=約 4,160m	雨水幹線等の整備 L=約 2,760m 合流式下水道の改善 L=約 6,630m
急傾斜地崩壊防止対策事業	施工地区 10 地区 法面施工延長 292m 安全な住宅戸数 17 戸	急傾斜地崩壊防止対策 (調査設計・工事) 6 地区 土砂災害対策補助 15 件
防災行政無線事業	防災行政無線 (移動系) の整備 移動局 26 局 (半固定型 14 局) 防災行政無線 (同報系) の整備 屋外拡声子局 12 局 防災行政無線 (委託料、管理)	事業の継続実施
防災拠点機能充実強化事業	災害用備蓄物資整備 (水、ビスケット、毛布等) 避難施設誘導標識整備 (避難場所 104 箇所)	災害用備蓄物資整備 (水、ビスケット、毛布、簡易トイレ等)
無電柱化事業	整備延長 83m (28 年度予定)	整備延長 1,210m
自主防災組織育成事業	自主防災組織の活動費及び資機材等の購入に対する補助	事業の継続実施
ライフライン共通	—	共通プラットフォームの利用拡大

プラットフォーム構築事業		共通プラットフォームデータの一部オープンデータ化 共同工事実証実験
橋梁維持補修事業（橋梁保全対策事業）	—	補修及び更新工事【八田橋ほか】 定期検査及び診断【440橋／年（重要橋梁40橋・小規模橋梁400橋）など
信頼性の高い配水システムの構築	配水幹線の整備 新設5,610m、更新8,910m 老朽水道管の整備 更新57,000m	配水幹線の整備 新設570m 更新19,530m 実施設計 防災拠点機能の整備 更新23,320m
レジリエンス戦略推進事業	—	レジリエンス戦略のフォローアップ 本市のレジリエンスの推進および周知・啓発事業の実施 など

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政策	1.人にやさしい安心・安全なまちづくり
施策	(2) 雪に強いまちづくり

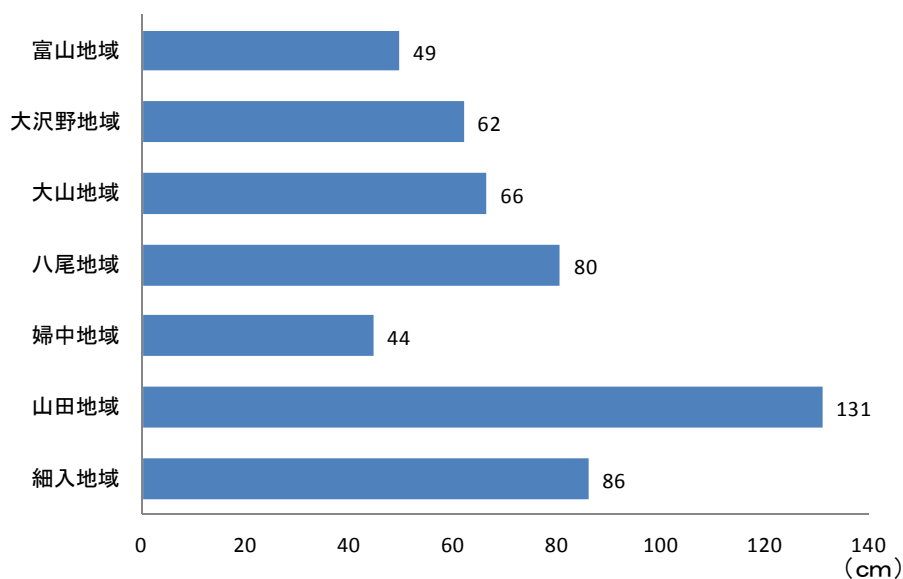
■現状と課題

冬期間における快適な市民生活と円滑な経済活動を支えるため、道路除雪や消雪設備の設置などにより安全な道路交通を確保することが重要となっています。

特に、交通量の多い緊急通行確保路線などは、降雪、積雪時にも常に車両の通行を確保することが必要です。

また、雪処理が困難となっている高齢者世帯などに対する支援や、身近な生活道路・歩道の除雪については、行政と連携し、地域が自主的に除排雪活動に取り組むことが必要となっています。

地域別最大積雪深の状況（平成23年度～27年度平均）



資料: 日本気象協会「富山県降積雪及び気温観測調査報告書」より作成

除雪対象路線数等（平成27年度）

年度	除雪路線数	除雪対象路線数			合計 (km)
		車道 (km)	歩道 (km)	公園園路等 (km)	
27年度	7,307	1,859.7	216.9	59.1	2,135.7

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
市民の雪対策における満足度	雪に強いまちづくりの施策に対する市民の満足度	富山市民意識調査「雪に強いまちづくり」の項目について、市民満足度の増加を目指す。	27.5% (27年)	30.5%

■施策の方向

①除排雪体制の強化

市街地から特別豪雪地帯まで、それぞれの地域における降・積雪の状況に対応できる除雪体制を整備するとともに、県との連携除雪の強化や地区内の除雪堆雪場所の確保により、除雪作業の効率的な展開を図ります。

また、市民が主体となって行う「地域主導型除雪」の体制を促進し、市民と行政が協働して除排雪活動を展開することにより、安全に通行できる身近な生活道路・歩道の確保に努めます。

さらに、路面凍結時の事故を防止するため、路面凍結対策を強化します。

②道路の消雪施設の整備

交通量の多い緊急通行確保路線などに消雪装置を整備し、積雪期の交通渋滞の解消を図ります。

また、地域が主体となって行う生活道路への消雪設備の設置を支援します。

③地域ぐるみの除排雪活動への支援

町内会等が地域ぐるみで取り組む生活道路などの除排雪活動を支援します。

また、屋根雪下ろしなどが困難となっている高齢者世帯などを支援する体制を整備し、当該世帯の雪害防止に努めます。

■市民に期待する役割

- * 地域ぐるみで、雪処理が困難な高齢者や障害者などを支援する。
- * 地域の歩道や生活道路の除雪に自主的に取り組む。
- * 町内消雪の設置及び維持管理を地元主導で行う。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
消雪対策事業	消雪装置設置延長 (市管理及び町内管理) 620.3 km	消雪装置設置延長 45 kmの増 (累計 665.3 km)

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	1.人にやさしい安心・安全なまちづくり
施 策	(3) 消防・救急体制の整備

■現状と課題

複雑・多様化、大規模化する災害や事故に迅速かつ的確に対応するため、消防車両や装備等の充実に加え、消防庁舎の耐震化を図り、防災拠点としての機能を強化する必要があります。

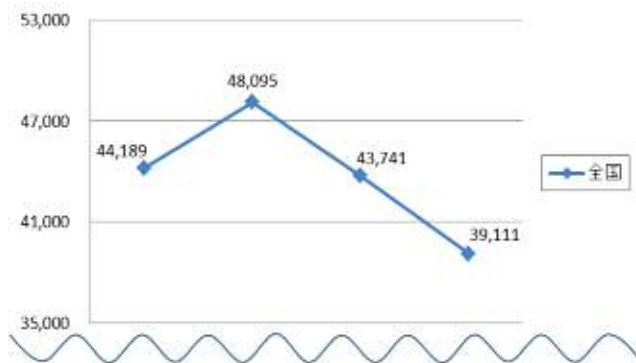
また、地域に密着した活動を行う消防団においては、団員の確保や施設の整備、装備や活動環境の充実により、地域防災力の向上が必要となっています。

一方、超高齢社会の進行とともに、住宅火災による人的被害の拡大が懸念されることから、火災予防の啓発を進める必要があります。

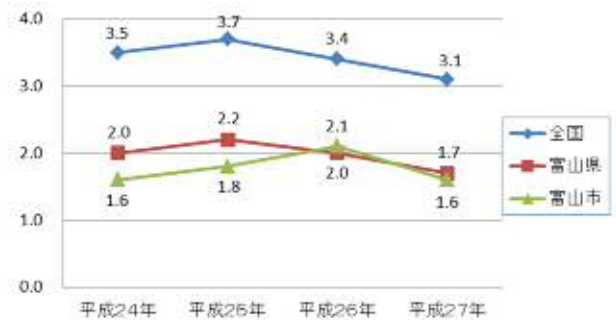
救急業務においては、今後も救急需要の増加が見込まれることから、引き続き救急救命士を養成するとともに、救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法などの救命処置の実施率を上げることが必要です。

また、増加する救急件数により、救急隊の現場到着時間が伸びていることから、救急車の適正利用を啓発する必要があります。

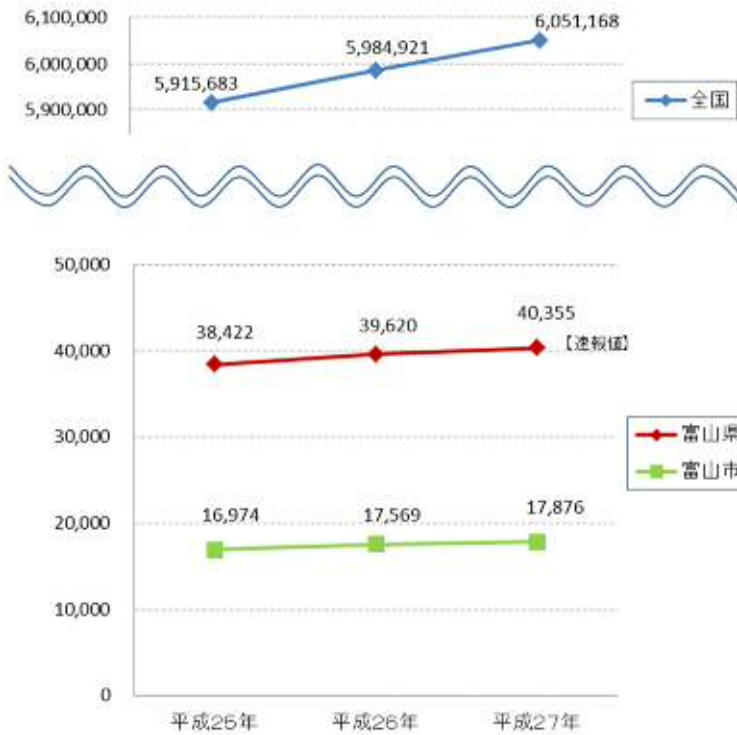
出火件数の推移



出火率の推移



救急出動件数の推移



※平成27年の全国、富山県の救急出動件数速報値

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
消防庁舎の耐震化率	全消防庁舎に占める耐震対策済みの消防庁舎の割合	消防庁舎17箇所のうち、旧耐震基準で建設された消防庁舎5箇所についての耐震化を目指す。	70% 12箇所 (28年度)	82% 14箇所
救急救命士の養成率	救急現場で活動する救急救命士の養成率	退職者等の減員補充を考慮し、救急救命士の確保を目指す。	96% 77人 (28年度)	100% 80人
年間出火率	人口1万人当たりの年間出火件数	火災予防広報活動等を行い、現状の年間出火率の維持を目指す。	2.0件/万人 (17年～27年の平均)	2.0件/万人
一般市民による救命処置の実施率	心肺停止傷病者に対する救命処置の実施率	救命講習会の受講者数を拡大し、一般市民による救命処置の実施率の向上を目指す。	55% (27年)	65%
救急隊の現場到着所要時間	119番通報から救急隊が現場に到着するまでに要した総出動件数の平均時間	救急出動件数の増加に伴い、現場到着所要時間が延伸していることから、救命講習会等で救急車の適正利用を啓発し、現場到着所要時間の維持を目指す。	7分13秒 (27年の現場到着所要時間)	7分13秒

■施策の方向

①地域における消防拠点の整備と機能強化

旧耐震基準に基づいて建築された常備消防拠点については、計画的に整備を進めます。

また、消防団については、市広報などを活用し、消防団活動を積極的に紹介し、若手をはじめとする団員を確保するとともに、消防分団の施設や装備など、活動環境を充実させることにより、地域における消防力の強化に努めます。

②多様な災害や事故への対応能力の強化

多様な災害に迅速かつ的確に対応するため、消防車両、消防艇、消防総合情報管理システム等を更新整備します。

また、救急現場で高度な救命処置活動を行う救急救命士を継続的に養成し、救命効果の向上を図ります。るとともに、医療機関の協力を得て、医師による救急現場での早期医療を行う体制について検討します。

③市民の防火意識の高揚

油断や不注意による火災の未然防止や火災被害の軽減のため、火災予防の広報活動や防火講習会等を積極的に展開し、防火意識のさらなる高揚を図ります。

また、住宅用火災警報器の適正な維持管理や消火器の正しい取り扱い方法の啓発に努めます。

④応急手当の普及啓発

救命効果を高めるため、市民に救命処置の重要性を認識してもらうとともに、とりわけ福祉施設の職員や学生を対象とした人口呼吸や心臓マッサージ、自動体外式除細動器（AED）などによる救命講習会を実施するなど、救命講習会の受講者数の拡大に努め、市民による救命処置の実施率の向上を図ります。

また、救命講習会等のさまざまなあらゆる機会を捉え、救急車の適正利用の啓発を図ります。

■市民に期待する役割

- * 消防訓練や出前講座等に積極的に参加し、防火意識を高めるとともに、初期消火や応急手当の技術を習得する。
- * 消防団活動の重要性を認識し、活動に対して地域ぐるみで積極的に協力する。
- * 救急車の適正利用に努める。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
常備消防拠点整備事業	—	移転建設 1 施設 改築 1 施設
消防分団器具置場	—	建設工事 10 箇所

[Ⅱ—1—(3)]

改築事業		
救急救命士の養成	救急救命士 77 人	救急救命士 3 人の増(累計 80 人)
災害対応用資機材等の整備事業	—	高度救助用器具、資機材搬送車等の整備

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	1.人にやさしい安心・安全なまちづくり
施 策	(4) 防犯・交通安全対策の充実

■現状と課題

少子高齢化の進行や単身世帯の増加、過疎化の進行などにより、地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

このため、地域住民、自主防犯組織、防犯協会、警察、行政が協働した取り組みを行い、地域の防犯体制の強化を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高める取り組みを推進する必要があります。

加えて防犯カメラ整備への支援や空き家の適正管理に向けた啓発など、犯罪の未然防止に向けた環境づくりを進めるとともに、夜間に安全に歩行できる空間を確保するため、防犯灯を整備する必要があります。

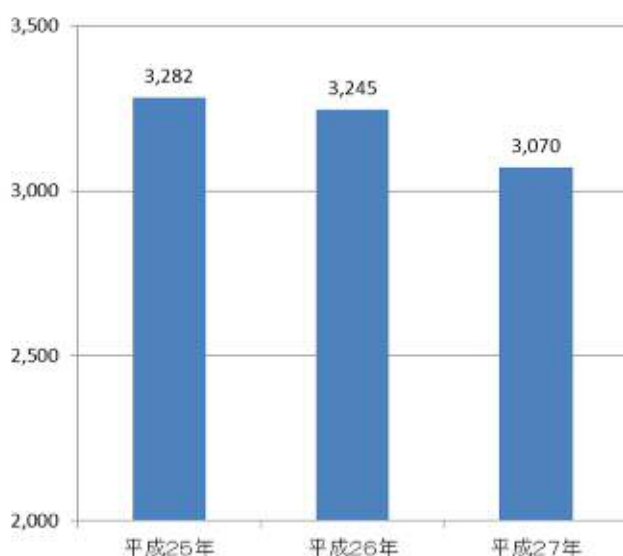
本市の交通事故死亡者数のうち高齢者の占める割合は、全国平均より高い傾向にあり、交通弱者である高齢者や子どもの事故防止に向けた対策が必要となっています。

また、高齢ドライバーによる事故件数は、全体の2割を占めていることから、運転に不安を持つ高齢者に対し、運転免許返納を促す取り組みが重要です。

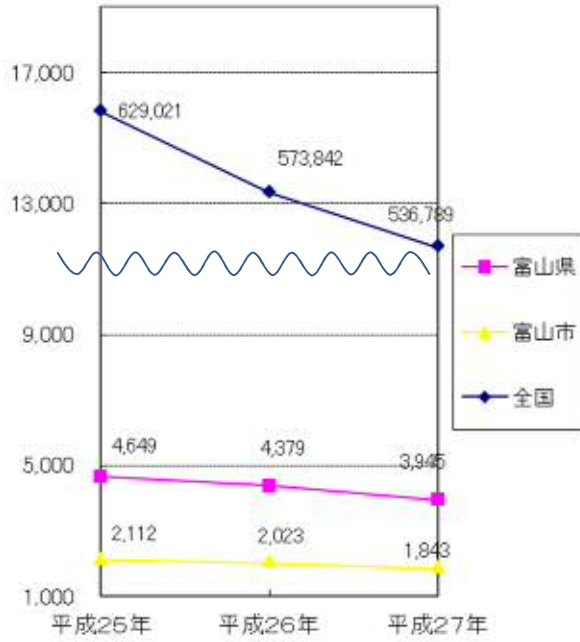
さらに、市内の自転車事故件数は、全事故件数の約13%を占め、また、主要な駅周辺では、自転車の違法駐輪が依然として多い状況にあることから、自転車利用環境の向上と駐輪場の確保並びに自転車利用に関するルール・マナーの啓発が必要となっています。

加えて、高齢者や児童などが安全で快適に通行できる歩行者空間を確保し、安全で安心な交通環境を実現するため、交通事故の実態に対応した安全対策を講じていく必要があります。

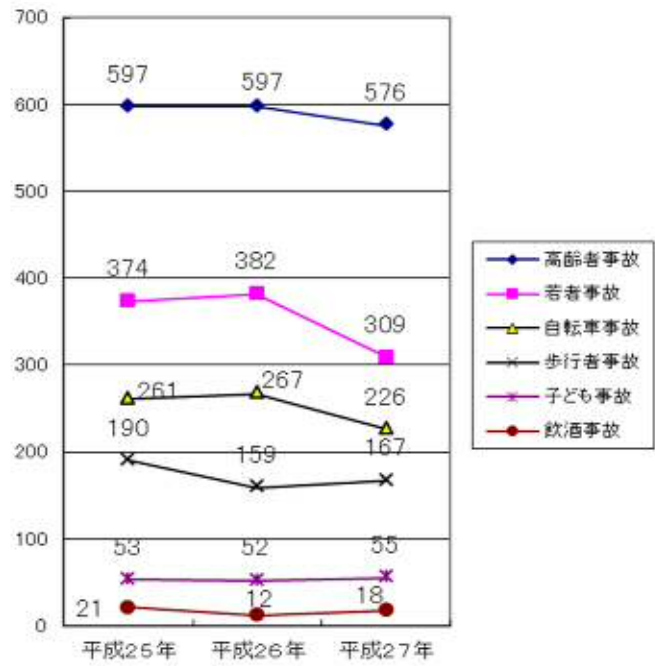
市内での年間犯罪件数の推移(件数)



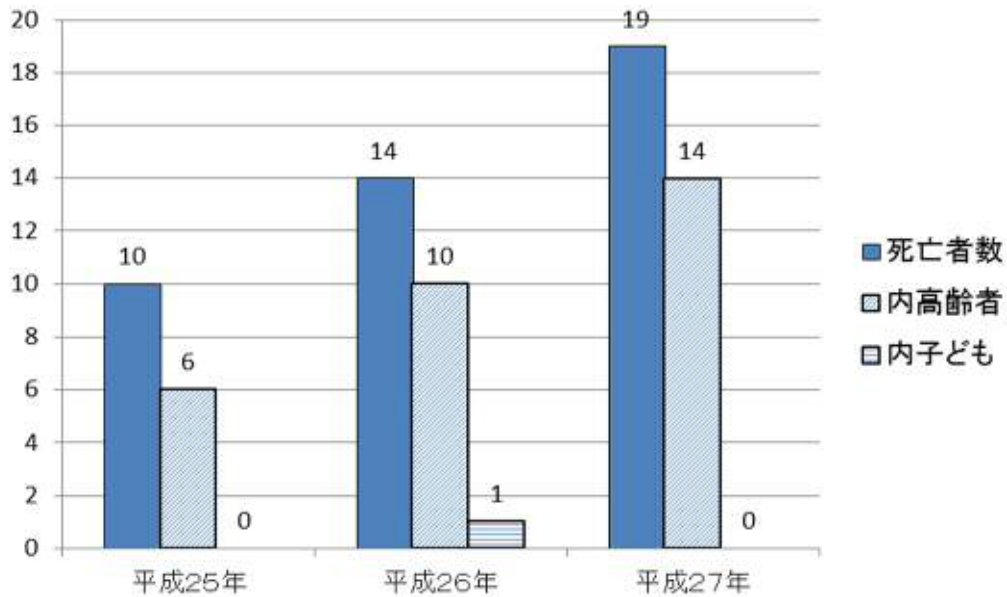
交通事故発生件数



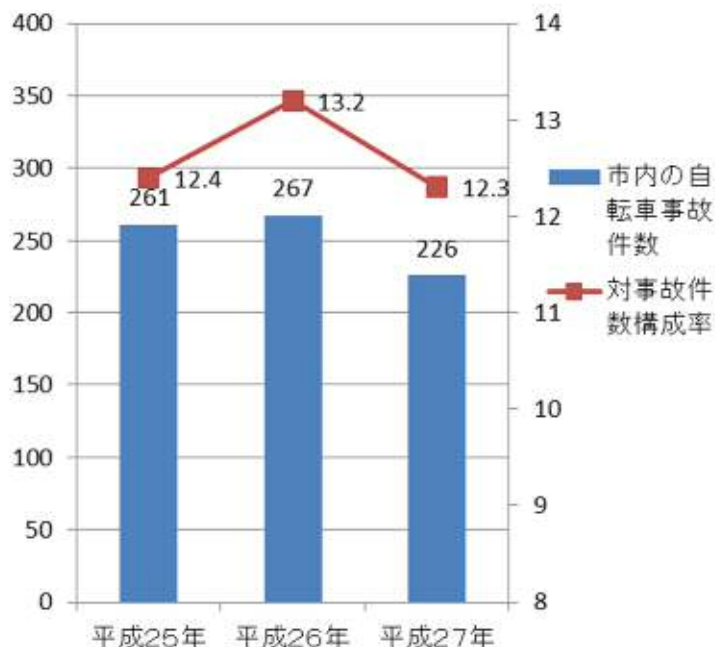
市内の特定事故別状況



市内での交通事故死者数の推移



市内の自転車事故状況



■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
市内の犯罪認知件数	年間の犯罪認知件数	犯罪認知件数の減少に向け、さらなる防犯意識の啓発などにより、27年犯罪認知件数(3,070件)の約5%減を目指す。	3,070件 (27年)	2,900件
無施錠被害率	自動車・オートバイ・自転車盗、車上ねらい、住宅対象侵入盗の犯罪認知件数のうち、無施錠が原因となった犯罪被害件数の割合	無施錠被害率は全国平均(51.5%)を上回る状況にあるため、一層の減少を目指す。	52.8% (27年)	48.6%
市内の交通事故件数	年間の交通事故件数	未定	1,843件 (27年度)	●●件
中心商業地区の歩行者数(再掲Ⅱ-2-(1))	中心市街地(西町、総曲輪、中央通り)の歩行者数	第3期富山市中心市街地活性化基本計画に掲げる目標数値の達成を目指す。	日曜〇〇人 (27年度)	日曜〇〇人

■施策の方向

①地域の防犯・交通安全体制の強化

富山市安全で安心なまちづくり推進条例の趣旨を踏まえ、防犯協会の活動支援に努める

とともに、地域で活動する自主防犯組織育成のため、防犯活動に必要な知識習得や、組織間の情報交換のための研修会を実施するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

さらに、町内会等による防犯カメラの設置を支援し、犯罪の未然防止に向けた環境づくりに努めます。

地域の交通安全については、警察署管内ごとに置かれている交通安全協会をはじめ、交通安全母の会、交通指導員連絡協議会などが行う地域に根ざした交通安全活動を促進し、交通安全意識の向上と交通事故防止に努めます。

②防犯意識の啓発

市広報やホームページを活用し、自主防犯組織の活動内容の紹介や、施設徹底等の防犯情報を発信するなど、警察や防犯協会等と連携しながら市民の防犯意識の高揚に努めます。

また、犯罪が起りにくい清潔で健全な生活環境を確保するため、地域が行う清掃美化活動や落書き消し活動を支援するとともに、違法看板の撤去を行うなど、まちの環境美化に努めます。

③防犯環境・交通安全施設の整備

夜間の住宅地や公園等における防犯環境の向上と安全性の確保のため、防犯灯や照明灯の設置に努めます。

また、交通事故を防止するため、道路反射鏡や防護柵の整備に努めます。

④子どもや高齢者の交通事故防止

幼児向けの交通安全教室を実施し、必要な交通安全技能の習得と生涯にわたる交通安全意識の醸成を図ります。

また、近年、高齢者の交通事故が増加していることから、横断歩道以外の横断などの交通違反の防止について、指導、啓発を行い、高齢者の事故防止を図ります。

さらに、高齢者の運転免許返納後の交通手段の支援を行い、運転免許の自主返納を促し、高齢ドライバーによる交通事故の防止に努めます。

⑤自転車利用者の利便性と安全の確保

富山市自転車利用環境整備計画に基づき、「はしる・とめる・いかす・まもる」を4本柱として、路面標示による走行位置の明確化などの自転車走行空間整備や放置自転車を防止するための駐輪環境整備を行うほか、ルール遵守・マナー向上に向けた意識啓発に努めます。

⑥安心して通行できる快適な歩行空間の確保

自動車交通量が多い路線においては、歩道の新設や幅広路肩等を整備するとともに、道路のひび割れや段差の解消などのリフレッシュ工事を計画的に行うほか、無電柱化を推進します。

また、大量の自転車の駐輪需要を生じさせる建築物に自転車駐輪場の附置義務を課すことにより、自転車の路上における違法駐輪を減らすとともに、快適な歩行者空間の確保に努めます。

■市民に期待する役割

- * 交通ルールを遵守する。
- * 夜間外出時は、明るい服装や反射材の活用を心がける。
- * シートベルト、チャイルドシートを正しく着用する。
- * 子どもや高齢者の行動特性を理解し、危険予測と事故回避に努める。
- * 自転車のルール遵守やマナーの向上に努める。
- * 日常生活において、積極的に自転車利用等に努める。
- * 地域での交通安全活動に参加する。
- * 事業者は、交通安全講習会などを実施し、交通安全を徹底する。
- * 地域の子どもの安全確保に努める。
- * 日常生活において自らの必要な防犯対策に努める。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
サンライト事業	—	新設 1,500 灯 更新 6,000 灯
交通安全施設整備事業	道路反射鏡 256 基 防護柵 2,836m (28 年度予定)	道路反射鏡 150 基 防護柵 1,250m
子ども及び高齢者交通安全対策事業	交通安全教室の開催 高齢者運転免許自主返納支援事業の実施	事業の継続実施
自転車利用環境整備事業	自転車走行空間整備	事業の継続実施
歩行者空間整備事業	事業量 1,102m (28 年度予定)	事業量 983m
歩道のリフレッシュ事業	歩道の老朽化した舗装や路面標示、段差解消	事業の継続実施
無電柱化事業(再掲Ⅱ-1-(1))	整備延長 83m (28 年度予定)	整備延長 1,210m

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	1.人にやさしい安心・安全なまちづくり
施 策	(5) 快適な生活環境づくり

■現状と課題

大気や水質等の状況については、継続的に大気環境などの測定を実施し、汚染状況の把握や、発生源の監視を行う必要があります。

事業所等からの排ガスや排水などには、人体や生活環境に悪影響を与える物質が含まれる可能性があることから、公害の発生を防止するため、各種の規制や監視を行う必要があります。

さらに、食中毒や感染症の発生防止や、被害の拡大防止のため、市民への注意喚起に加え、生活衛生施設の監視指導の充実を図り、市民が安全で健康に暮らすことのできる生活環境を維持する必要があります。

水道水については、国際的にも高い評価を受けていますが、施設は更新時期を迎えており、良質な水道水の安定供給のためには、計画的な施設の更新が必要です。

下水道施設についても、今後、老朽化対策にかかる経費が過度に集中しないよう、平準化に努め、衛生的な生活環境を確保する必要があります。

地下水については、地下水の過剰な採取に伴う地盤沈下を発生させないよう、適正な利用やその涵養について啓発を図る必要があります。

空き家については、廃屋化し、倒壊等による事故の恐れがあるケースの増加が課題となっており、適正管理を進める必要があります。また、空き地に繁茂した雑草の放置を規制し、生活環境を清潔にすることが必要となっています。

地域の生活環境の状況では、清潔で健全な生活環境を確保するため、まちの環境美化を推進する必要があります。中心市街地では、カラスの被害や、悪質な落書きについて継続的な対応が必要となっています。

墓地・斎場については、利用者の利便性向上のために、引き続き良好な環境を整備する必要があります。

消費者問題については、近年、複雑・多様化するとともに、消費者トラブルや特殊詐欺被害が非常に多く発生していることから幅広い年齢層を対象とした消費生活相談や啓発におけるさらなる情報提供の充実を図っていく必要があります。

食品については、消費者の安心・安全の関心が高まる中、地場産の良質で新鮮な農林水産物などの消費拡大を図るため、地産地消の推進が一層求められています。また、生鮮食料品等を取り扱う卸売市場については、老朽化しており、耐震改修などの対策が必要となっています。

汚水処理人口普及率(平成27年度末)

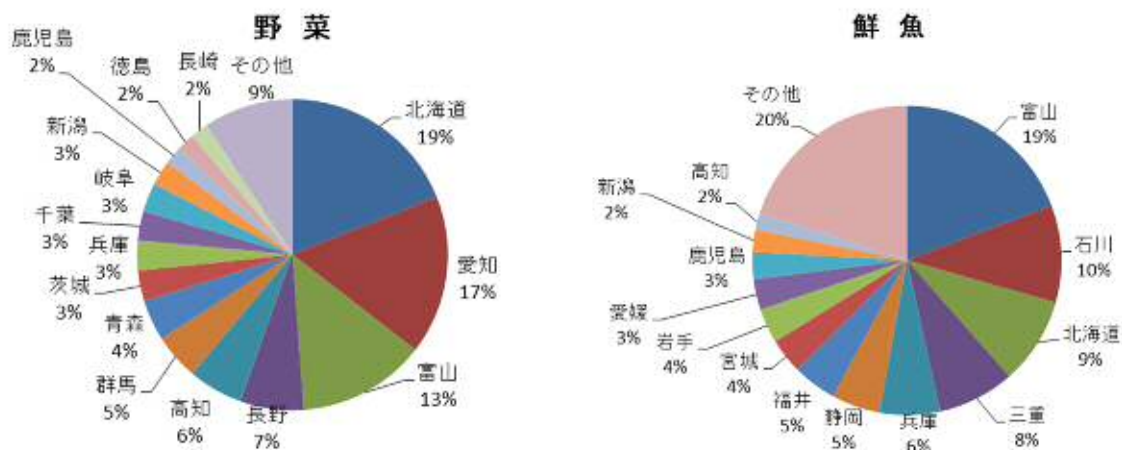
(人、%)

地域区分	人口	下水道処理区域の人口	下水道の利用割合		農業集落排水等人口	合併浄化槽人口	地域し尿人口	合計	汚水処理人口普及率
			うち、下水道の利用人口	下水道の利用割合					
富山地域	321,265	301,377	289,141	95.9	11,235	3,877	3,211	319,700	99.5
大沢野地域	22,218	17,643	16,948	96.1	1,138	2,216	0	20,997	94.5
大山地域	10,273	7,191	6,834	95.0	2,644	78	0	9,913	96.5
八尾地域	20,431	17,363	14,701	84.7	2,148	517	0	20,028	98.0
婦中地域	41,039	38,311	34,002	88.8	1,451	967	0	40,729	99.2
山田地域	1,548	1,034	1,001	96.8	455	59	0	1,548	100.0
細入地域	1,405	1,176	1,046	88.9	226	3	0	1,405	100.0
計	418,179	384,095	363,673	94.7	19,297	7,717	3,211	414,320	99.1

消費生活相談件数の推移



公設地方卸売市場の取扱状況(平成27年の産地別取扱数量割合)



■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
消費生活相談解決率	相談総数のうち、助言等により解決した割合	相談内容が複雑・多様化する中、現在の高い相談解決率の維持を目指す。	99.0% (27年度)	現状維持
青果部・水産物部	地方卸売市場で取り扱	市場機能を強化するこ	25,834 百万円	26,000 百万円

取扱金額	う青果物・水産物の年間金額	とにより、現状維持を目指す。	(27年度)	
老朽管対策を実施したコンクリート管の割合	劣化が進行しやすいとされるコンクリート管の老朽化対策の実施率(分流式下水道区域内)	劣化状況を把握するためのカメラ調査を年約50km実施し、改築を年約5km実施することを目指す。	38.5% (28年度)	86.4%

■施策の方向

①大気環境などの監視活動の強化

大気環境などの環境基準の達成状況を確認するために、監視活動を強化します。

②事業所等への指導の強化

事業所等における有害物質などによる環境汚染防止のための指導を強化します。

③食品衛生・生活衛生対策の強化

食中毒等による健康被害を予防するための啓発活動を強化することに加え、食品営業施設や公衆浴場などの生活衛生施設の監視指導の強化を図ります。

④安全でおいしい水の安定供給

基幹施設の整備や老朽水道管の計画的な更新などを進めることにより、安全でおいしい水の安定供給を図ります。

⑤汚水処理施設の改築

下水道施設は、これまで都市化の進展や市域の拡大に合わせて、集中的に整備を進めてきましたが、今後、これらの施設が老朽化することにより、一斉に更新時期を迎えることから、対策にかかる経費が集中しないよう、計画的かつ効率的な調査・改築を進めます。

⑥地下水の適正利用

地下水の保全・涵養に係るリーフレットを配布するなど、市民や事業者への地下水の適正利用の啓発に努めます。

⑦空き家・空き地対策の推進

地域住民と協力しながら、管理不全な空き家が発生しないよう、対策を検討するとともに、空き家の適正な管理について市民への啓発に努めます。また、雑草の繁茂など、管理が不十分な空き地の所有者等への適正管理についての指導に努めます。

⑧地域の環境美化

清潔で健全な生活環境を確保するため、市内一斉に美化活動を行う「ふるさと富山美化大作戦」を継続するとともに、地域が主体となった清掃活動や落書き消し活動への支援を行い、まちの環境美化を推進します。

また、中心市街地におけるカラス対策については、他都市の事例などを参考にしながら、駆除も含めた効果的な対策に引き続き取り組みます。

⑨墓地・斎場の環境整備

既存墓地の適正管理に努めるとともに、区画の再提供を行うなど、新たな墓地需要に対

して適切に対応します。

また、斎場については、火葬業務に支障が生じることのないよう火葬炉の大規模改修等を行いながら、今後の斎場の施設整備のあり方について検討します。施設の延命化を図ります。

⑩消費生活の情報提供の充実

消費者トラブルや特殊詐欺被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費生活に関する相談に迅速かつ的確に対応するとともに、問題の解決が図られるよう努めます。

また、被害に遭わないよう幅広い年齢層を対象とした出前講座や市広報等によるタイムリーな事例報告とその対処法についての情報提供を行い、特に高齢者層に対する啓発活動の充実に努めます。

⑪食の安定供給

市場を取り巻く社会経済情勢の変化を見据え、今後の卸売市場施設整備のあり方について検討を進めます。

また、農林水産物の流通について学び、農業や漁業について理解を深めるため、市場見学会の積極的な受け入れや、地元の良質で新鮮な地場産食材の供給拡大を図るなど、地産地消を推進します。

■市民に期待する役割

- * 空き地の所有者や管理者は、生活環境の保全のため、雑草を除去するなど適正な管理に努める。
- * 食肉の生食の危険性を理解するなど食中毒予防に努める。
- * 消費生活出前講座を積極的に活用する。
- * 鮮度や消費期限を確認し、安心・安全な地場産食材の購入に努める。
- * 下水道が整備されている場合は、早期に下水道へ接続する。
- * 地盤沈下の未然防止のため、節水を心がける。
- * 高齢者を見守る立場の方々との連携を深め、地域や各種施設等における見守りや被害の未然防止・拡大防止のための情報提供等の協力体制を整備する。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29~33 年度)
信頼性の高い配水システムの構築 (再掲Ⅱ-1-(1))	配水幹線の整備 新設 5,610m、更新 8,910m 老朽水道管の整備 更新 57,000m	配水幹線の整備 新設 570m 更新 19,530m 実施設計 防災拠点機能の整備 更新 23,320m
公共下水道(汚水)の改築	汚水管渠の整備 富山地域外 約 118ha 汚水管渠の改築	汚水管渠の改築 調査計画 約 240km 工事等 約 26km

	調査計画 210 km 工事等 9km 処理場の新設 浄化センターエアレーションタンク脱臭設備外 処理場の改築 浄化センター外 水処理施設外	処理場の改築 浄化センター外 水処理施設外 ポンプ場の改築 ポンプ場外 揚水施設
斎場の環境整備	—	火葬炉（12 炉）の大規模改修 斎場改修工事設計 斎場改修工事 斎場火葬炉（4 炉）の大規模改修 施設整備のあり方の検討
卸売市場施設整備事業	冷蔵庫棟整備 旧冷蔵庫棟解体、駐車場等整備 耐震改修等の整備手法検討調査	主体建物の整備に関する基本計画の作成

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	2.コンパクトなまちづくり
施 策	(1) 賑わいと交流の都市空間の整備・充実

■現状と課題

富山駅周辺では、鉄道施設によって南北に分断されている市街地を一体化するため、在来線の連続立体交差事業や土地区画整理事業による南北一体的なまちづくりを推進し、都市機能の高度化を進めており、富山の玄関口として早期に完成させる必要があります。

都市の顔となる中心商店街では、郊外への大型店舗の出店などの影響により、空き店舗が目立つことから、商店街に活気と魅力あふれる店舗を多数集積させるため、積極的に中心商店街への出店を促し、まちに賑わいを生み出すとともに、人々が集い、交流する質の高い都市空間を形成する必要があります。

また、中心市街地の土地の健全な高度利用を図ることで魅力ある都市環境を創造するとともに、富山駅周辺地区と中心商業地区の回遊性を向上させ、より一層の活性化を図る必要があります。

さらに、まちの中心部にあるグランドプラザや市内電車環状線などのまちの資産を活用するとともに、公園や公共施設跡地の整備などにより、人々が集い、交流する質の高い都市空間を形成する必要があります。

また、観光客など訪れる方々が美しい景観を満喫しながら、楽しくまち歩きできるような環境の整備を進めるとともに来街者への「おもてなし」や、まちの緑化を推進する取り組みが必要です。

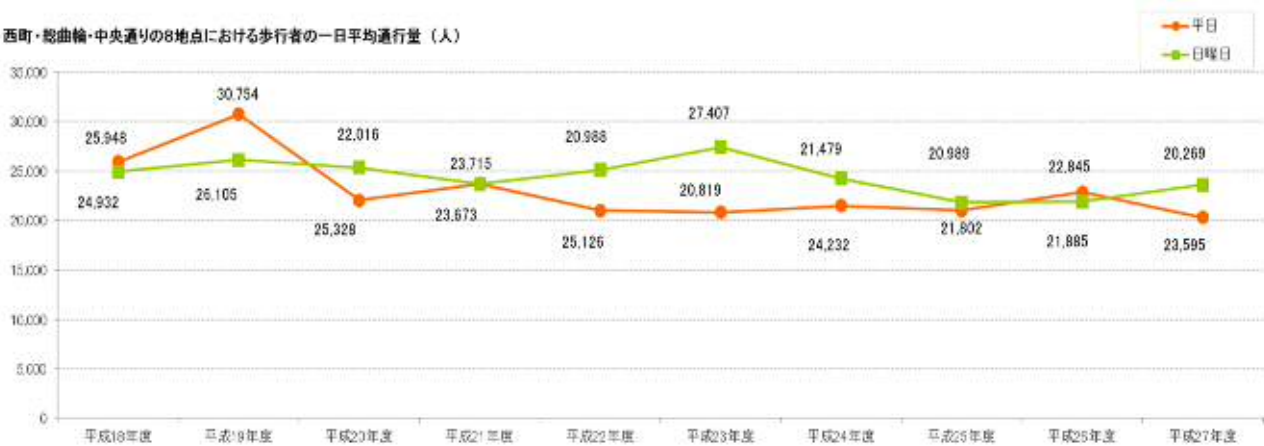
1世帯当たりの自動車保有台数

	平成21年度	平成26年度
全国	1.08	1.07
富山県	1.72	1.71
富山市	1.59	1.58



※平成26年度の日曜日平均値は、北陸新幹線開業翌日の調査日である平成27年3月15日分76,161人を除く値

西町・総曲輪・中央通りの8地点における歩行者の一日平均通行量（人）



おでかけ定期券利用状況

(人)

年度	おでかけ定期券申込者数	延べ利用者数	1日平均利用者数
平成23年度	23,182	892,220	2,438
平成24年度	22,103	920,800	2,523
平成25年度	22,681	945,854	2,591
平成26年度	22,641	961,311	2,634
平成27年度	24,166	1,011,223	2,763

コミュニティバス(まいどはやバス)利用状況

(人)

年度	乗車人数	1日平均乗車人数	1便平均乗車人数
平成23年度	237,979	650.22	10.75
平成24年度	218,420	598.41	10.14
平成25年度	210,845	577.66	9.79
平成26年度	217,297	595.33	10.09
平成27年度	216,686	592.04	10.03

■ 目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
富山駅周辺地区の歩行者数	富山市、富山商工会議所により実施される歩行者通行量調査における歩行者数	27年度基準数値は、新幹線開業に伴う富山駅利用者増という特殊事情があることから、開業前の26年度基準数値を踏まえ歩行者数の維持・向上を目指す。	平日 42,037人 日曜 37,173人 (27年度) 平日 38,924人 日曜 30,420人 (26年度)	平日 40,000人 日曜 32,000人
中心商業地区の歩行者数	中心市街地（西町、総曲輪、中央通り）の歩行者数	第3期富山市中心市街地活性化基本計画に掲げる目標数値の達成を目指す。	日曜〇〇人 (27年度)	日曜〇〇人

■ 施策の方向

① 富山駅周辺の南北一体的なまちづくりの推進

南北に分断された富山駅周辺の市街地の一体化による円滑な交通を確保するとともに、駅前広場や自由通路などの整備を進め、県都の玄関口としての機能と魅力を高めます。

② 中心市街地の賑わい再生

・まちなかの魅力向上

まちなかエリアを一つのテーマパークと捉え、市内電車環状線周辺に点在する美術館・博物館や広場、公園、交流施設などの魅力を向上させることで、買い物や飲食をしながらゆっくり滞在できる歩いて楽しめるまちを目指します。

また、新規出店の促進などにより中心商店街の機能を充実させるとともに、空き店舗を減らすことでまちなかの賑わいや魅力の向上に努めます。

・市街地再開発事業の推進

富山駅周辺地区、中心商業地区における市街地再開発事業の推進により、都市の顔としてふさわしい魅力と活力にあふれたまちづくりを推進します。

桜町一丁目4番地区においては専門学校や商業施設、ホテル、共同住宅の複合施設を、総合輪三丁目地区においては商業施設や業務施設、共同住宅の複合施設を、それぞれ賑わいの拠点として整備します。

また、各地区の再開発事業において整備される広場と、グランドプラザや富山駅南口駅前広場等の既存の広場との連携を図ることで、まちなかの回遊性を向上させ、中心市街地の活性化に努めます。

・城址公園や公共施設跡地の整備

市民の日常的な憩いの場や多彩なイベントの開催場所としての機能に加え、歴史的景観と明るく開放的な空間を活かした求心力・集客力のある拠点施設として、中心市街地の貴重な緑のオープンスペースである城址公園の整備を進めます。

また、中心部における公共施設跡地については、まちなかの立地の優位性を活かしつつ、賑わい創出や地方創生推進の観点などから、有効活用についての調査・検討を進めます。

・公共交通の利便性の向上

65歳以上の高齢者を対象とした、おでかけ定期券の利用促進策などにより来街者の増加と高齢者の外出促進を図るとともに、コミュニティバスの運行による中心市街地の回遊性の向上に努めます。

③歩行空間の整備・充実

幹線道路の街路樹や路面電車沿いにハンギングバスケットを設置するなど、潤いと彩りのある歩行空間を創造し、まちの魅力を高めていきます。

④良好な都市景観の創出

災害時に電柱等が倒壊し、道路が寸断されることを防止するとともに、景観の形成と安全な道路空間を確保する無電柱化の整備を進めます。

⑤やすらぎ空間の創生

都心居住者だけでなく外から訪れる人にも親しまれる憩いの場として、中心市街地に位置する街区公園の再整備を進めます。

■市民に期待する役割

- * まちなかでのイベントに積極的に参加し、まちの賑わいに寄与する。
- * 自転車・徒歩などでまちなかを移動することで、まちなかの新たな魅力を発見し、親しみを持つ。
- * 中心市街地を訪れる際は、公共交通の利用に努める。
- * 日常生活において車に依存する生活から公共交通を利用する生活への転換を図る。
- * ガラス美術館や図書館を利用し、文化や芸術に親しむ。
- * まちなかでの上質な時間を過ごすライフスタイルを体験する。
- * ハンギングバスケットや植樹樹などで、市民協働の花飾り活動によるおもてなしや維持・管理を行う。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
富山駅周辺地区土地区画整理事業	富山駅南口駅前広場の完成 西口交通広場（新幹線高架部） 高架下駐輪場（新幹線高架部） （28 年度予定）	駅前広場の整備
富山駅周辺の南北一体的なまちづくり事業の促進	富山駅付近連続立体交差事業 あいの風とやま鉄道上り線 JR 高山本線の本体工事 南北自由通路及び東西自由通路の一部	市内電車南北接続の完成
まちなか再生推進事業（桜町一丁目4 番地区市街地再開発事業）	28 年 3 月施設建築物工事に着手	29 年度完成予定
まちなか再生推進事業（総曲輪三丁目地区市街地再開発事業）	28 年 3 月施設建築物工事に着手	30 年度完成予定
城址公園整備事業	施設整備 事業進捗率 81%	施設整備 事業進捗率 88%
おでかけ定期券事業	<利用者数> 101.1 万人（27 年度）	事業の継続実施
新規出店サポート事業	新規出店 10 店舗（28 年度予定）	事業の継続実施 新規出店数 50 店舗
フラワーリング事業	292 箇所設置	事業の継続実施
街区公園再整備事業	施設整備 7 公園	施設整備 1 公園

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	2.コンパクトなまちづくり
施 策	(2) 歩いて暮らせるまちづくりの推進

■現状と課題

公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりの取り組みをさらに深化させ、便利な公共交通の沿線に商業や業務、文化等の都市機能を集積させるとともに、居住誘導を推進し、誰もが生活に必要なサービスを容易に享受できる、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを引き続き進めていく必要があります。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
総人口に占める公共交通が便利な地域に居住する人口の割合	住民基本台帳における総人口に占める公共交通が便利な地域※の人口割合。 ※公共交通沿線居住推進地区のうち「JR高山本線」の沿線を除いた区域	都市マスタープランに基づき、公共交通が便利な地域に住む市民の割合の増加を目指す。	36.7% (28年度) 未確定の数値	40%

■施策の方向

①コンパクトなまちの実現に向けたまちづくりの推進

コンパクトなまちづくりの進捗状況などの調査・分析を行い、まちづくりの指針である都市マスタープランの見直しを行うとともに、地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進します。

また、公平な土地利用の実現に向けた都市計画区域のあり方に関する検討を行うとともに、地域の拠点となる駅周辺への居住や日常生活に必要な都市機能の集積を図ります。

②公共交通沿線居住の推進

地域の生活拠点となる鉄軌道駅等の周辺への居住を推進するため、公共交通沿線における住宅の取得、共同住宅の建設や宅地整備を支援し、公共交通沿線への居住誘導に引き続き取り組みます。

■市民に期待する役割

* 地域や市全体のまちづくりに関心を持つ。

* 居住地を選択する際は、公共交通沿線など、自動車に頼らなくても生活できる環境を考慮する。

* 公共交通沿線に居住することで、公共交通の利便性を体感し、公共交通の活性化に寄与する。

■総合計画事業概要

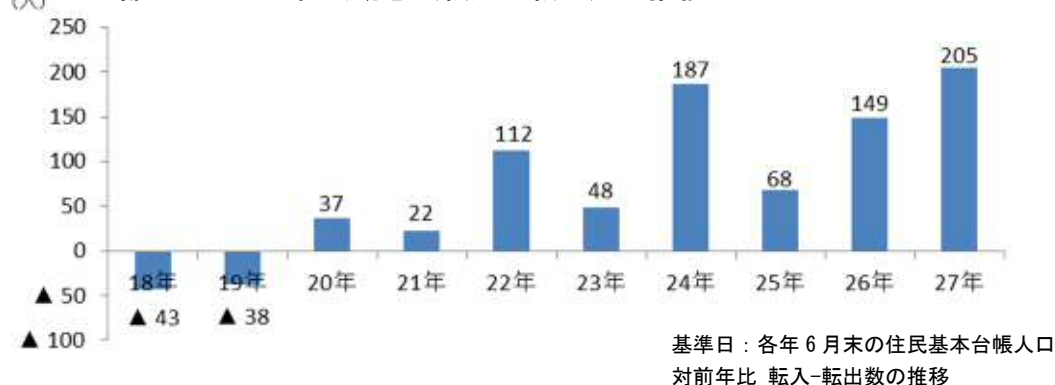
事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
都市マスタープラン改訂事業	—	都市マスタープランの改訂
コンパクトなまちづくり推進事業	—	コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調査 コンパクトシティ政策国内外発信・連携
公共交通沿線居住推進事業	住宅取得補助 490 戸 共同住宅建設補助 717 戸 (27 年度末)	住宅取得補助 450 戸の増 共同住宅建設補助 450 戸の増 宅地整備補助 250 区画の増

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	2.コンパクトなまちづくり
施 策	(3) まちなか居住の推進

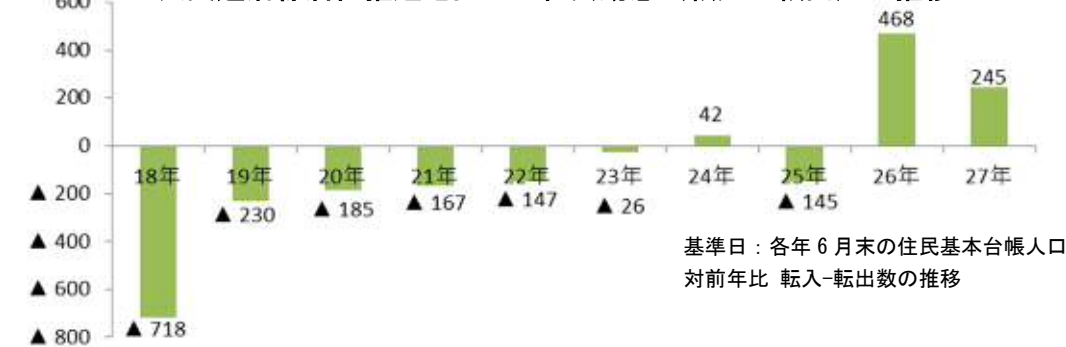
■現状と課題

中心市街地では、転入が転出を上回る人口の社会増が続いており、また、公共交通沿線居住推進地区においても転入超過傾向にあるなど、コンパクトなまちづくりの効果が徐々に表れてきていることから、この効果を持続させていく必要があります。

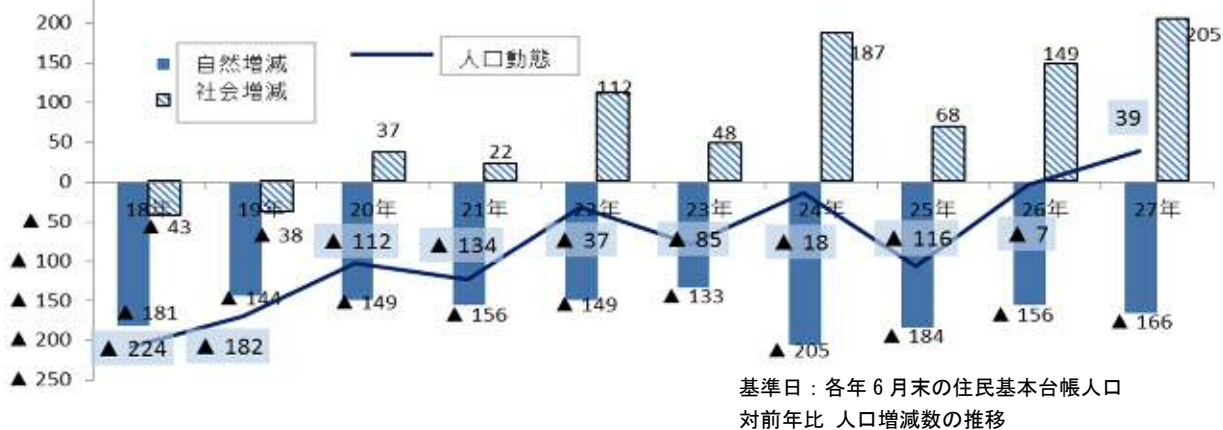
(人) 都心地区での社会動態（転入－転出）の推移



(人) 公共交通沿線居住推進地区での社会動態（転入－転出）の推移



都心地区における人口動態の推移



■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
総人口に占める公共交通が便利な地域に居住する人口の割合(再掲Ⅱ-2-(2))	住民基本台帳における総人口に占める公共交通が便利な地域※の人口割合。 ※公共交通沿線居住推進地区のうち「JR高山本線」の沿線を除いた区域	都市マスタープランに基づき、公共交通が便利な地域に住む市民の割合の増加を目指す。	36.7% (28年度) 未確定の数値	40%

■施策の方向

①まちなか居住の推進

まちなかの賑わいや活動の基となる定住人口を増やすため、まちなかでの戸建て住宅やマンションの取得費のほか、2世帯居住のための住宅リフォーム工事費や賃貸住宅入居に伴う家賃を支援します。

また、事業者が行う共同住宅建設や宅地整備を支援し、まちなかでの住宅建設の促進と生活利便性の向上を図ることで、まちなかへの居住誘導を推進します。

■市民に期待する役割

*まちなかに居住し、活性化に寄与する。

*自動車依存から徒歩や公共交通の利用へとライフスタイルを変化させ、環境負荷の低減を目指す。

■総合計画事業概要

事業名	平成28年度末現況	事業の概要(29~33年度)
まちなか居住推進事業	補助対象戸数 684戸	補助対象戸数 300戸増

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	2.コンパクトなまちづくり
施 策	(4) 地域の生活拠点の整備

■現状と課題

コンパクトなまちづくりを深化させるため、「串」となる公共交通の活性化を図るとともに、鉄軌道駅等周辺エリアの「お団子」を中心として、日常生活に必要な機能の維持・誘導・整備を図り、居住人口を増やすまちづくりを引き続き積極的に進めていく必要があります。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
総人口に占める公共交通が便利な地域に居住する人口の割合(再掲Ⅱ-2-(2))	住民基本台帳における総人口に占める公共交通が便利な地域※の人口割合。 ※公共交通沿線居住推進地区のうち「JR高山本線」の沿線を除いた区域	都市マスタープランに基づき、公共交通が便利な地域に住む市民の割合の増加を目指す。	36.7% (28年度) 未確定の数値	40%

■施策の方向

①生活拠点地区の機能強化

居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導都市施設を定めた「富山市立地適正化計画」を市民や関係団体に周知するとともに、都心部と周辺部とのバランスにも配慮しながら、それぞれの地域の生活拠点の定住人口の増加や各地域の特性にあった都市機能の誘導に努めます。

さらに、中心市街地や公共交通沿線地区への居住推進事業や宅地整備補助により住環境の向上を図るとともに、都市機能施設の立地を促進するための土地区画整理事業や再開発事業への支援を行います。

また、地域住民が「住みたい」、「住み続けたい」と思える住民創意による住民主体の「まちづくり」を実現するため、専門的知識を有するまちづくりの専門家を派遣します。

■市民に期待する役割

*公共交通沿線などの居住誘導区域内への居住に努める。

*都市機能誘導区域内に立地する商業、医療、金融などの日常生活に必要な機能の積極的な利用に努める。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
拠点整備推進事業	アドバイザーの派遣 まちづくり計画策定費補助事業 駅周辺開発に係る事業支援制度検討	事業の継続実施

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政策	2.コンパクトなまちづくり
施策	(5) 交通体系の整備

■現状と課題

人口減少や高齢化が進行し、自動車を自由に使えない高齢者の交通手段の確保や、二酸化炭素削減による環境負荷のさらなる低減が求められる中、子どもや高齢者などが安全に移動できる手段として、環境にやさしい公共交通を将来世代に残していくことが必要です。このため、さまざまな世代が公共交通を利用できるよう交通体系を整備し、公共交通の利便性や快適性をさらに高める必要があります。

また、現在、南側と北側に分断されている路面電車を交通結節拠点である富山駅の高架下で接続することにより、富山駅での乗換利便性を高めるとともに、北部地区と都心地区とを結ぶLRTネットワークを構築する必要があります。

1日当たり公共交通利用者数の推移



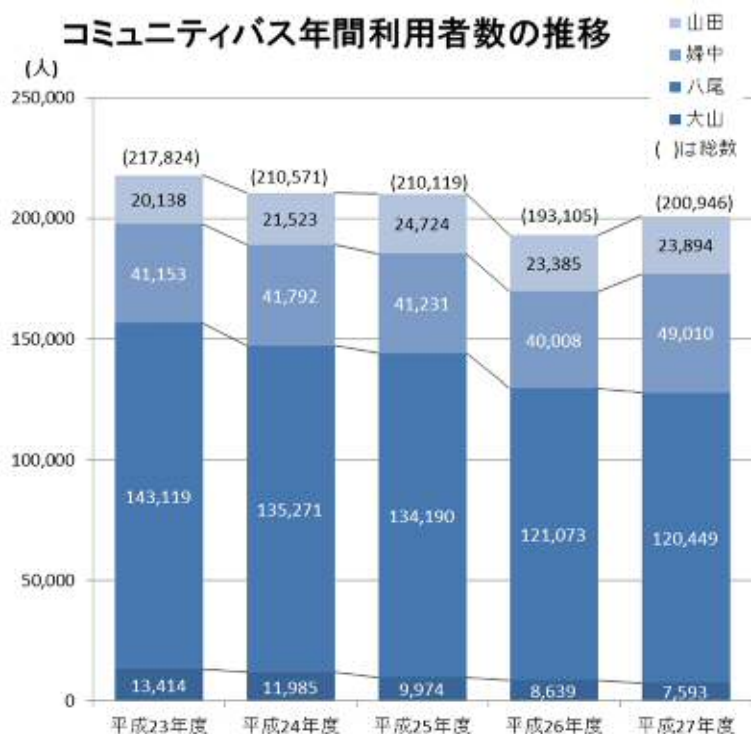
公共交通利用者数の富山市人口当たりの割合

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
富山市人口(人)	417,734	417,108	421,963	420,434	419,849
公共交通 1日平均利用者数(人)	56,448	57,177	57,296	57,414	57,353
公共交通利用者数の 富山市人口当たりの割合(%)	13.5	13.7	13.6	13.7	13.7

市内軌道及び定期路線バスの利用状況

年度	市内軌道				定期路線バス(県内)			
	営業キロ (Km)	配置車両 (台)	乗客数 (千人)	1日平均乗 客数(人)	系統数	配置車両 (台)	乗客数 (千人)	1日平均乗 客数(人)
23	7.3	20	4,200	11,476	153	176	6,177	16,878
24	7.3	21	4,220	11,564	156	170	6,062	16,608
25	7.3	21	4,212	11,539	151	175	5,886	16,128
26	7.5	22	4,445	12,179	154	177	5,945	16,289
27	7.5	22	4,969	13,577	157	174	6,070	16,584

(富山地方鉄道㈱調べ)



市道舗装率・改良率の推移

	①路線数 (路線)	②実延長 (m)	③実面積 (㎡)	④舗装済延長 (m)	⑤舗装済面積 (㎡)	⑥規格改良済 延長(m)	⑦砂利道 延長(m)	⑧舗装率 (=④/②) (%)	⑨改良率 (=⑥/②) (%)
23年度末	10,324	3,054,035	18,641,349	2,745,625	17,143,431	2,318,327	308,563	89.9%	75.9%
24年度末	10,369	3,069,709	18,756,269	2,754,584	17,265,516	2,327,306	315,127	89.7%	75.8%
25年度末	10,403	3,071,615	18,792,576	2,758,046	17,255,276	2,332,969	313,565	89.8%	76.0%
26年度末	10,464	3,082,995	18,910,682	2,771,770	17,382,513	2,347,957	310,949	89.9%	76.2%
27年度末	10,494	3,086,308	18,939,741	2,776,693	17,418,225	2,354,234	309,616	90.0%	76.3%

国道・県道の舗装率・改良率(平成27年4月1日現在)

	実延長(m)	改良済延長(m)	改良率(%)	舗装済延長(m)	舗装率(%)
国道	135,480	118,777	87.7%	122,203	90.2%
県道	611,090	529,982	86.7%	553,134	90.5%
合計	746,570	648,759	86.9%	675,337	90.5%

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
公共交通利用率	公共交通利用者数の富山市人口当たりの割合	公共交通の利用促進により、富山市人口当たりの割合の向上を目指す。	13.7% (26年度)	15.5%
路面電車利用者数	市内電車と富山ライトレールの1日当たり利用者数	軌道運送高度化実施計画に基づき、1,300人/日増を目指す。	17,455人/日 (26年度)	18,755人/日

■施策の方向**①公共交通の利用促進**

過度な自動車依存を見直し、公共交通への転換を促すため、おでかけ定期券事業や花トラムキャンペーン等さまざまな事業を組織横断的に展開することにより、利用者の増加や高齢者の外出機会の創出を図り、公共交通が重要な社会インフラとして次世代に引き継がれるよう努めます。

また、小学生等の将来世代が、授業等を通して富山市のまちづくりを学び、環境や社会について意識を向けることにより、バランスの良い交通手段の使い方を自ら考える意識の醸成を図ります。

②基幹交通の利便性向上

JR高山本線の活性化事業を継続するとともに、富山地方鉄道不二越・上滝線の駅へのアクセス改善や幹線バス路線へのノンステップバスの導入、あいの風とやま鉄道への支援等により公共交通の利便性の向上に努めます。

③LRTネットワークの形成

あいの風とやま鉄道の高架化完成後に、北側の富山ライトレールの路線を高架下に延伸し、南側の富山地方鉄道の路線と接続することにより、北部地区と都心地区とのアクセスを強化し、利便性の高いLRTネットワークの構築を図ります。

また、富山ライトレールの軌道区間の一部を複線化することにより、安全で円滑な運行と定時性の確保を図ります。

さらに、市内電車と上滝線との連携強化について検討を行います。

④生活交通の確保

身近な公共交通として、生活の足となるバス交通の確保・維持のため、生活バス路線や地域自主運行バスへの支援を行うとともに、公共交通の乗り継ぎの利便性の向上に努めます。

また、地域自主運行が困難な地域においては、市営コミュニティバス等の継続運行に努めます。

⑤陸・海・空の広域交通ネットワークの活用

・北陸新幹線の全線整備促進

北陸新幹線の金沢までの開業は、首都圏とのアクセスを飛躍的に向上させ、北陸地域の経済・産業の振興に大きな効果をもたらしました。

この経済効果をさらに高めるため、大阪までの早期全線開業が図られるよう関係機関への働きかけを強めていきます。

・広域的な道路交通網の充実

地域高規格道路富山高山連絡道路などの広域的な連携・交流を支える国道及び県道の整備について関係機関に働きかけます。

・空港・港湾の充実

国内外の交流を促進するため、富山空港施設や航空路線の充実を促進するとともに、富山港の港湾機能の向上のため、富山外港や臨港道路の整備を関係機関に引き続き働きかけます。

■市民に期待する役割

- * 環境や健康の観点からも日常生活において、できるだけ公共交通を利用して、自動車と公共交通のバランスの良い利用に心がける。
- * ノーマイカーデーへの参加に努める。
- * 中心市街地を訪れる際は、公共交通の利用に努める。
- * 地域が主体となった自主運行バスなどによる生活交通の確保について理解を深める。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
公共交通利用促進事業	情報誌・テレビ・ラジオ等による公共交通利用啓発、小学生を対象とした交通環境学習の実施等	事業の継続実施
おでかけ定期券事業(再掲Ⅱ-2-(1))	<利用者数> 101.1 万人 (27 年度)	事業の継続実施
鉄軌道活性化事業	JR 高山本線、上滝線活性化事業など	事業の継続実施
幹線バス活性化事業	ノンステップバスの導入補助 (10 台) バス停上屋の整備補助 (20 箇所) バス停ルート案内図等整備 (17 箇所)	事業の継続実施

路面電車南北接続事業（第2期）	市内電車の新幹線高架下まで延伸	富山駅高架下での市内電車南北接続
富山港線軌道複線化・新停留場設置事業	複線化の基本設計・実施設計及び軌道工事施工認可	富山港線軌道複線化工事、低床車両購入
生活交通サービス整備事業	生活バス路線維持補助事業、市営コミュニティバス等の運行、自主運行バスへの支援、地域自主運行サポート事業	事業の継続実施

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	3. 潤いと安らぎのあるまちづくり
施 策	(1) 個性を活かした地域環境の整備

■現状と課題

それぞれの地域における豊かな自然や産業、歴史、文化など、多様な資源を活かしたまちづくりが重要です。

このため、本市の市域の約 7 割を占める広大な森林をはじめとする豊かな自然環境を活かした自然体験空間の整備や、地域独自の産業や歴史文化資産などの地域資源を最大限活用し、他の地域にはない魅力を創造することにより、地域間のさまざまな交流活動につなげていく必要があります。

■施策の方向

①特徴的な地域資源の活用

立山山麓でのトレッキングや牛岳温泉スキー場でのイベントなど豊かな自然環境を活かした観光資源や、エゴマやらっきょうなどの特産品といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな地域財産を最大限活用しながら、地域間のさまざまな交流活動を促進し、地域の活性化を目指します。

②自然体験空間の整備

森林が持つ癒しの力を活用した森林セラピーなどにより、心と体の健康の増進を図ります。

また、森林公園や登山道などの整備を行い、人々が気軽に自然を体験することができる環境の整備に努めます。

■市民に期待する役割

*それぞれの地域にある自然や文化などを尊重し、市民共有の財産として保存・継承活動に参画する。

*中山間地域の森林公園などを利用し、自然を楽しむ交流活動に参加する。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
森林公園等整備事業(再掲Ⅱ-3-(5))	森林公園 施設整備	事業の継続実施

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	3.潤いと安らぎのあるまちづくり
施 策	(2) 水と緑が映えるまちづくり

■現状と課題

山から海へつながる大きな緑の広がりや水の流れは、市民共通の資産として保全し、次世代へ引き継がなければなりません。また、市街地を流れる河川・用水と、その水辺に隣接する大小の公園・緑地との連続したネットワークを有効に活用するため、その維持・管理が必要です。

さらに、多彩な表情を持つ富山湾は、標高3,000m級の立山連峰と並び、訪れた人に安らぎを与え、地域の魅力を高める貴重な資源としての活用が期待されています。

このため、緑のネットワーク資源として、河川・用水沿いの桜並木の保全に加え、海洋性レクリエーション拠点の活用により、多様な自然体験や交流活動を推進し、豊かな自然環境の魅力を将来に継承していくことが重要となっています。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
中心商業地区の歩行者数(再掲Ⅱ-2-(1))	中心市街地(西町、総曲輪、中央通り)の歩行者数	第3期富山市中心市街地活性化基本計画に掲げる目標数値の達成を目指す。	日曜〇〇人 (27年度)	日曜〇〇人

■施策の方向

①水と緑のまちづくり

人をもてなし、暮らしを豊かにする、緑が映えるまちを目指し、緑地や公園を相互に結ぶ緑のネットワークを構成する街路樹や遊歩道などの維持・管理に努めます。

特に、都市部における松川公園の桜並木は、樹齢を重ね、老朽化してきていることから、樹勢の維持・回復を進め、まちなかの貴重な緑豊かなプロムナードとして、その保全に取り組みます。

②緑地の維持と緑化活動の推進

市街地における緑あふれる景観を確保し、騒音などの発生源と市街地を遮断する緩衝帯の役割を果たす緑地の維持及び保全に努めるとともに、まちの中に花や緑を増やし、維持するための施策を推進します。

③海辺の活用による沿岸地域の活性化

北陸新幹線が開通し、首都圏からの交流人口の拡大が見込めることから、水橋フィッシャリーナの利用を促進するとともに、魚の宝庫である富山湾や風光明媚な海岸等の海の恵みを活用したさまざまな交流活動の創出など、海洋レクリエーションの振興により沿岸地域の活性化を図ります。

また、美しい海辺や海岸の保全に取り組むとともに、浜辺の侵食防止対策を関係機関に働きかけます。

■市民に期待する役割

- *地域の身近な緑のまちづくりに参加するとともに、水辺の遊歩道を散策する等により活用する。
- *海や川での交流活動に参加する。
- *海岸や河川敷の環境保全に努める

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	3.潤いと安らぎのあるまちづくり
施 策	(3) 潤いのある都市生活基盤の整備

■現状と課題

美しい景観は、そこで暮らす人の心に安らぎやゆとりをもたらすばかりでなく、訪れる人の心にも美しい富山市を印象付けることとなります。

このことから、沿岸部から山岳地帯までの豊かな自然景観や、地域の歴史を物語る建造物群の景観などを保全・活用するとともに、市街地においても良好なまち並みを整備するため、景観法に基づく諸制度を活用しながら、地域の特性を活かした景観まちづくりを進めていく必要があります。

一方、市民生活に密着した道路の整備については、人口減少が進むなど、社会・経済状況が大きく変化する中で、必要性や妥当性を考慮する必要があります。また、利用者の安全確保や快適性向上はもとより、環境・景観に配慮した潤いのある道路空間の創出が重要なものとなっています。

さらに、地域間の連携、交流等を促進する道路として、国道や県道を補完し、本市の骨格を形成する広域的な幹線道路網の整備が重要です。

また、公園や緑地は、都市部の緑豊かな景観を構成し、市民が身近に自然と親しみ、安らぎを感じられる場であり、スポーツ・レクリエーションや交流活動などでの利用に加え、災害時の避難場所としての役割も果たしています。

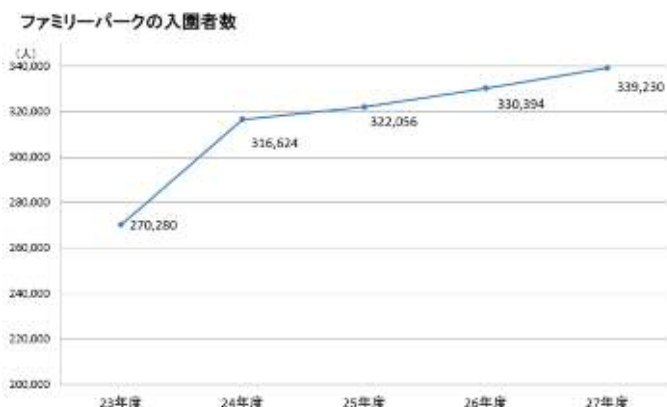
このことから、地域の状況・市民ニーズ等を的確に把握し、理解・協力を得ながら市民にとって利用しやすく親しまれる公園・緑地を計画的に整備し、緑豊かな環境を保全していく必要があります。

さらに、市営住宅については、高齢者、障害のある人、母子世帯などの居住環境に配慮し、多様な市民ニーズに対応した住宅を整備する必要があります。

都市公園の状況（平成28年3月31日現在）

平成28年3月31日現在

	総数		総合公園		地区公園		近隣公園		街区公園		その他	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
富山市内	1,080	597.61	9	256.15	9	40.00	24	41.93	981	87.39	57	172.14
(うち、異管分)	7	121.70	2	23.60	-	-	1	1.20	-	-	4	96.90



市営住宅の概況（特定公共賃貸住宅等を含む。平成28年4月1日現在）

	総数	区分					
		木造	簡易耐火構造平屋	簡易耐火構造2階建て	低層耐火構造(1-2階建て)	中層耐火構造(3-5階建て)	高層耐火構造(6階建て以上)
富山市内	4,761	154	767	124	106	3,287	323

■ 目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
伝統的家屋、一般建築物等の修景事業の件数	修景等補助制度の活用により修景補助された件数	事業全体を通して、補助対象区域内の家屋等のうち 10%程度の修景工事の実施を目指す。	67 件 (27 年度)	12 件 (累計 79 件)
景観まちづくり推進区域の指定件数	富山市景観まちづくり条例に基づく、景観まちづくり推進区域に指定された件数	住民等の意識啓発、合意形成を図りながら、新たに 3 地区の指定を目指す。	2 件 (27 年度)	3 件 (累計 5 件)
是正指導による適正化件数	是正指導により、適正化された屋外広告物の件数	中心市街地の主要幹線道路沿いにおける屋外広告物の適正化率 80% を目指す。	76 件 (27 年度)	150 件 (累計 226 件)
市街地再整備面積	都市マスタープランの地域ごとの地域生活拠点及び交通結節点である駅、バス停を中心とした市街地再整備面積	市街地再整備面積の増加を目指す。	0ha (28 年度)	10ha (1 地区)
市民の「都市部や地域の骨格を形成する道路網の整備」における満足度	市民意識調査において「都市部や地域の骨格を形成する道路網の整備」の施策に対して、「満足」、「ほぼ満足」と回答した市民の割合	毎年前年比 0.1 ポイントの増加を目指す。	満足度 15.6% (27 年度)	満足度 16.2% (33 年度)
入居需要に対する市営住宅供給率	住宅困窮者等の入居需要数に対する市営住宅提供可能数の割合	住宅に困窮し、かつ市営住宅を必要としている者に対して、安定した住宅提供を行うため、入居需要数に対する市営住宅提供可能数の 100%維持を目指す。	100% (28 年度)	100% (現状維持)

■施策の方向

①自然景観や伝統的な景観の保全・形成

本市は、立山連峰や神通川、常願寺川、豊かな森林、田園風景など自然景観を身近に感じられるまちであり、この自然景観を大切にするとともに、八尾地区の伝統的なまち並み、歴史的な建造物群がもたらす景観の保全に努めます。

②景観に関する市民意識の啓発

景観まちづくり推進区域の指定により、地域ごとの景観づくりを行い、都心景観や歴史景観などの保全と形成を行います。また、まちの景観づくりに関する市民の意識啓発に努め、市民が行う景観まちづくり活動を支援します。

③良好な市街地景観の創出

市街地における良好な景観を確保するため、無電柱化を推進するとともに、街路樹等の適切な管理による緑豊かなまち並み景観の創出に努めます。また、季節に応じた花々でまちなかを彩るフラワーハンギング事業を実施します。

また、景観を構成する重要な要素である屋外広告物について、違法な屋外広告物の是正指導、簡易除却などの取り組みにより、美しく上質な都市景観の形成を図ります。

④健全な市街地の再整備

潤いと安らぎを感じられる魅力のある市街地となるよう、土地区画整理事業や再開発事業を行い、既成市街地の再整備、街区統合を促進します。

⑤都市部や地域の骨格を形成する道路網の整備

主要な集落、公益的施設、あるいは国道、県道などを結び、日常生活において根幹的な役割を担う幹線市道の整備促進を図ります。

また、交差点等において、渋滞解消やスムーズな通行を確保するため、交通支障箇所の改善を図ります。

さらに、広域的な交流や地域間の連携を支える一般国道や県道などの整備促進を働きかけます。

⑥多様な目的に対応した公園などの整備

・総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園の整備

総合公園、地区公園、近隣公園は、スポーツを中心としたレクリエーションを楽しむとともに、散策に訪れる市民にとって、四季の変化を体感でき、コミュニケーションを図れる身近な憩いの場として整備します。

また、老朽化の著しい街区公園の再整備を行い、公園機能の質を高め、子ども達の遊び場や町内行事など地域活動の場として利用促進を図ります。

・ファミリーパークの整備

動植物とのふれあいによって、いのちの大切さを伝えるとともに、呉羽丘陵の里山環境を活かしながら、環境学習・市民活動の場の提供、そして周辺施設及び地域との連携強化

などを目指し、地域や社会に貢献できる施設として整備を進めます。

・公園施設長寿命化事業の実施

公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設の計画的な保全管理を行い、遊具等の公園施設が安全に利用できるよう努めます。

・呉羽丘陵フットパスの普及推進

市街地に近い里山として多くの魅力を備える呉羽丘陵において、風景や自然、歴史文化に親しみながら散策を楽しむフットパスの利用促進を図るため、リーフレット等による情報発信を行うとともに、散策路の維持管理や道しるべなどの充実を図ります。

⑦多様な市民ニーズに対応した市営住宅の整備

老朽化した市営住宅の建替えや改修にあたっては、公民連携による整備手法の導入を検討するとともに、高齢者、障害のある人、母子世帯などの多様な世帯ニーズに対応した居住環境の整備を図りながら、安定した市営住宅の提供に努め、住宅のセーフティネット機能を果たします。

■市民に期待する役割

- * 地域に暮らす人々の生活そのものが良好な地域の景観づくりに影響を与えることを認識し、主体的に景観づくりに取り組む。
- * 事業者は、景観に関する法令を遵守し、地域の構成員として、景観の保全に努める。
- * 地域住民主体によるまちづくりに努める。
- * 道路工事などに伴う事業用地取得など公共の利益についての理解と協力を努める。
- * 身近な公園の環境保全に努める。
- * 自宅周辺などの身近な地域の緑化に努める。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
まち並み修景等補助事業	八尾地区における伝統的家屋や一般建築物等の修景補助の実施 補助実績 67 件 (27 年度末)	事業の継続実施
景観まちづくり推進事業	景観まちづくり推進区域の指定 1 件 景観まちづくりの意識啓発	景観まちづくり推進区域の指定 夜間景観ライトアップ事業など
フラワーリング事業(再掲Ⅱ-2-(1))	292 箇所設置	事業の継続実施
無電柱化事業(再掲Ⅱ-1-(1))	整備延長 83m (28 年度予定)	整備延長 1,210m
屋外広告物適正化事業	違法広告物の簡易除却作業、廃棄	違法広告物の簡易除却作業 屋外広告物改善・撤去補助
幹線市道整備事業	整備延長 7.3 km	整備延長 4.5 km
交通支障箇所改善	改善箇所 16 箇所	改善箇所 21 箇所

[Ⅱ—3—(3)]

事業		
街路整備事業	整備延長 6 路線 0.65 k m	整備延長 8 路線 0.7 k m
総合公園整備事業	総合公園の整備	施設整備 2 公園 用地取得 2 公園
地区公園整備事業	地区公園の整備	施設整備 2 公園 用地取得 1 公園
近隣公園整備事業	施設整備 7 公園	施設整備 7 公園 用地取得 2 公園
街区公園再整備事業(再掲Ⅱ-2-(1))	施設整備 7 公園	施設整備 1 公園
ファミリーパーク整備事業	施設整備(自然生態園など)	施設整備(どうぶつ探訪ゾーン整備、森といきもの体験ゾーン、つどいのゾーン)
公園施設長寿命化事業	—	市内各所公園やファミリーパーク内施設の遊具、建物等の保全管理
月岡団地建替事業	第 1 期街区(80 戸)の建替完了	第 2 期街区の完成(44 戸)、第 3 期街区実施設計(40 戸)、第 4 期街区解体設計

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	3.潤いと安らぎのあるまちづくり
施 策	(4) 暮らしの安全を守り安らぎを与える森づくり

■現状と課題

本市では、市域の約7割を森林が占めており、これら森林が有する災害の防止、水源の涵養、二酸化炭素の吸収などの公益的機能を将来に維持していくことが重要となっています。

しかし、過疎化・高齢化の進行に伴う森林管理の担い手の減少などから、手入れが必要な人工林や里山林が放置されるなど、森林機能が低下していること、また、呉羽丘陵では、全体の4分の1を占める竹林の管理が行き届かず、丘陵地が荒廃してきていることが懸念されています。

このため、林業生産・経営基盤の強化や、多様な主体が森づくりに取り組める環境づくりが必要となっています。

さらに、森林は、生物の生態系や生物種の多様性を保全する機能を有していますが、近年は、手入れが行き届かない里山林が増えていることなどから、イノシシ、サルなどによる農作物被害の拡大とともに、クマによる人身被害の多発が懸念されています。

このため、野生生物の生息域を考慮した森林整備や人と自然をつなぐ豊かな里山の保全が求められています。

所有形態別森林面積

(面積単位：ha)

	総土地面積	森林面積	森林率 (%)	国有林	民 有 林							地域森林計画対象外の面積		
					公 有 林				森林総研有林	公社有林	私有林		民有林小計	
					県有林	市町村有林	財産区有林	公有林小計						
平成26年度末	124,185	86,349	69.5	28,223	9,772	3,997		13,769	3,785	3,381	37,191	58,126	1	
構成比 (%)	100.0	69.5		22.7	7.9	3.2	0.0	11.1	3.0	2.7	29.9	46.8	0.0	
内訳	富山	20,881	699	3.3	14	83	134		217		19	448	684	0
	大沢野	7,466	4,204	56.3	149	74	25		99	403	676	2,877	4,055	
	大山	57,232	53,721	93.9	23,299	8,568	896		9,464	1,058	672	19,229	30,422	
	八尾	23,686	19,123	80.7	3,723	798	2,593		3,391	2,016	1,466	8,526	15,400	
	婦中	6,804	1,889	27.8	1	49	1		50		97	1,741	1,888	0
	山田	4,092	2,979	72.8	7	154	248		402	235	225	2,110	2,972	
細入	4,024	3,734	92.8	1,030	45	101		146	72	226	2,259	2,704	0	

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
森林ボランティア団体数	とやま森づくりサポートセンターへの登録数	市民・企業によるボランティア団体の増を目指す。	56 団体 (27 年度)	66 団体

■施策の方向

①計画的な森林整備

山間部の森林地帯は、長期的な展望のもと森林境界の明確化等に努めながら、計画的な森林整備を図り、土砂流出・山地崩壊防止、水源の涵養、温暖化防止など多くの役割を有する森林を、森林所有者、林業施業者及び市民との協働で維持管理する体制の構築に努めます。

また、森づくりを担う人材の育成・確保に努めるとともに、森林の公益的機能の重要性についての意識啓発を行い、里山の整備や森林資源の活用による森林の再生への取り組みを促進します。

さらに、森林病虫害等による森林の枯損被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるとともに、呉羽丘陵の竹林については、除間伐活動を継続的に実施し、丘陵地の自然環境を良好に保つよう努めます。

②森林ボランティアとの連携

市民参加型のボランティア組織「NPO 法人きんたろう倶楽部」など、多様な森林ボランティア組織と連携を図り、さまざまな主体が一体となって呉羽丘陵の竹林や里山の整備など、豊かな森づくりに取り組めるような仕組みづくりに努めます。

③生態系に配慮した取り組みの推進

森林整備にあたっては、果実をつける広葉樹の植林などによる野生生物の生息域の保全・回復に努めるとともに、林業基盤である林道や作業道の開設・改良にあたっては、生態系に配慮した整備に努めます。

また、在来種の生態系を保護するため、外来動植物の飼育責任の重要性について意識啓発に努めます。

さらに、さまざまな動植物の生息に関する情報の提供などにより、生態系の保護や回復に向けた意識啓発を図ります。

④有害鳥獣による人身被害の防止

クマやイノシシなどによる人身被害を防止するため、地域住民との協働による環境整備や猟友会等の巡回パトロールの協力体制の充実を図り、パトロールの強化に努めるとともに、必要に応じて捕獲や駆除などの対策をとります。

また、銃やわなの狩猟免許の新規取得を支援するなど、有害鳥獣の捕獲隊員の育成に努めます。

■市民に期待する役割

- *市民一人ひとりが森林の公益的機能の重要性について理解する。
- *森林の有する価値を認識し森林の整備・保全に努める。
- *森づくりに関するボランティア活動に参加する。
- *豊かな自然環境は、野生生物の生息域でもあることを十分認識したうえで自然にふれる。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
水と緑の森づくり事業	水と緑の森づくり事業の整備面積 154ha (27 年度末)	水と緑の森づくり事業森林整備面積 52ha/年
森林環境保全整備事業	森林環境保全整備事業の整備面積 408ha (27 年度末)	森林環境保全整備事業 森林整備面積 101ha/年
森のちから再生事業	里山再生事業推進業務	事業の継続実施
鳥獣対策事業(再掲Ⅲ-1-(4))	鳥獣被害対策実施隊運営、イノシシ等捕獲報奨金、カラス防除用ワイヤー設置支援等	事業の継続実施

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	3.潤いと安らぎのあるまちづくり
施 策	(5) 中山間地域の振興

■現状と課題

中山間地域は、森林を育み、農地を守ることにより、国土の保全や水源の涵養などの重要な役割を果たしてきました。また、豊かな自然とともに大切に継承されてきた多様な伝統文化があり、人々に安らぎと癒しの場を提供してきました。

しかし、近年の少子高齢化等の進行により、農業の担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻化し、地域活力や多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

このため、豊かな自然環境を活用した都市住民との連携・交流の促進や、集落機能の強化、中山間地域農業の活性化を図っていく必要があります。

特に、過疎地域や辺地地域については、当該地域が有する特性や資源を活かして取り組まれる活動を支援していく必要があります。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
集落協定締結面積	中山間地域等直接支払交付金の交付対象面積	年々減少傾向にある中山間地域の農地について、現状の維持を目指す。	1,198.2ha (28年)	現状維持

■施策の方向

①中山間地域農業の活性化

地域ぐるみで取り組まれる農業生産活動や中山間地の農業・農村が有する水源涵養、洪水防止等の多面的機能を増進させる活動などへの支援を通じて、耕作放棄地の発生防止と農業の活性化を図るとともに、都市住民との連携による棚田保全活動を推進します。

②中山間地での自然体験空間の整備

四季折々に表情を変える豊かな自然の保全に努めます。

また、大自然の中で行うレクリエーション活動や森林浴など森林の持つ癒しの機能を通して、心と体の健康の増進を図るため、森林機能についての意識啓発に努めるとともに、各種ツーリズムを推進します。

さらに、森林公園などの自然体験空間の整備を進めるとともに、登山道の整備を推進し、利用者の利便性向上に努めます。

■市民に期待する役割

* 中山間地域の持つ多面的機能についての理解を深めるとともに、棚田保全活動や里山林の保全活動などを通し、都市住民との交流を図る。

* 中山間地域の森林公園などを利用し、自然を楽しむ交流活動に参加する。

■ 総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
とやま棚田保全事業	とやま棚田保全事業交付金 都市住民連携 22 組織・水田夏期湛水 7.2ha	事業の継続実施
森林公園等整備事業	森林公園 施設整備	事業の継続実施

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	4.自然にやさしいまちづくり
施 策	(1)循環型まちづくりの基盤整備

■現状と課題

一般廃棄物の総排出量は、平成 23 年度から平成 24 年度にかけては増加傾向にありましたが、その後、減少に転じ、平成 27 年度は 164,322 t で、平成 24 年度と比較しておよそ 4,900 t (3%) 減少しました。

その内訳は、生活系廃棄物の総排出量は 112,525 t で平成 24 年度比で 5.2%の減となっています。空きビンや空き缶、古紙などの資源化量も 28,320 t で 9.9%の減となっており、引き続き市民に対する分別排出の啓発活動に努めていく必要があります。

産業廃棄物発生量は平成 26 年度は約 853,000 t で、その処理状況は、中間処理により 396,000 t が減量され、422,000 t がリサイクルされた結果、減量化・資源化利用率は 95.8% となっており、残りの 35,000 t が埋立て処分されています。

今後とも廃棄物の排出抑制、減量化、循環的利用及び適正処理の推進により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を形成する必要があります。

また、エコタウン産業団地については、団地内の各事業所におけるリサイクル製品の製造や処理過程で発生するエネルギーの有効利用のほか、エコタウン内事業者間でのリサイクル製品の有効活用や、エコタウン内外の事業所への熱エネルギーや電気エネルギーの提供など、事業所間でのリサイクルの推進を図っており、今後も継続的で安定した環境にやさしい資源循環型のまちを目指していく必要があります。

一般廃棄物排出量の推移

(人、t、%)

年度	人口 (年度末住民 基本台帳人 口)	生活系						事業系				総計	
		可燃物	不燃物	資源物	埋立等	合計		可燃物	資源物	合計			
		排出量	排出量	排出量	排出量	排出量	前年度 比率	排出量	排出量	排出量	前年度 比率	排出量	前年度 比率
23	421,431	83,476	6,172	26,135	361	116,144	101.4	39,019	10,387	49,406	101.4	165,550	101.4
24	420,496	85,761	6,223	26,279	373	118,636	102.1	38,971	11,623	50,594	102.4	169,230	102.2
25	419,607	83,181	5,821	25,754	347	115,103	97.0	39,603	12,736	52,339	103.4	167,442	98.9
26	418,979	83,009	5,146	24,759	370	113,284	98.4	40,123	11,247	51,370	98.1	164,654	98.3
27	418,179	82,803	4,970	24,418	334	112,525	99.3	40,110	11,687	51,797	100.8	164,322	99.8

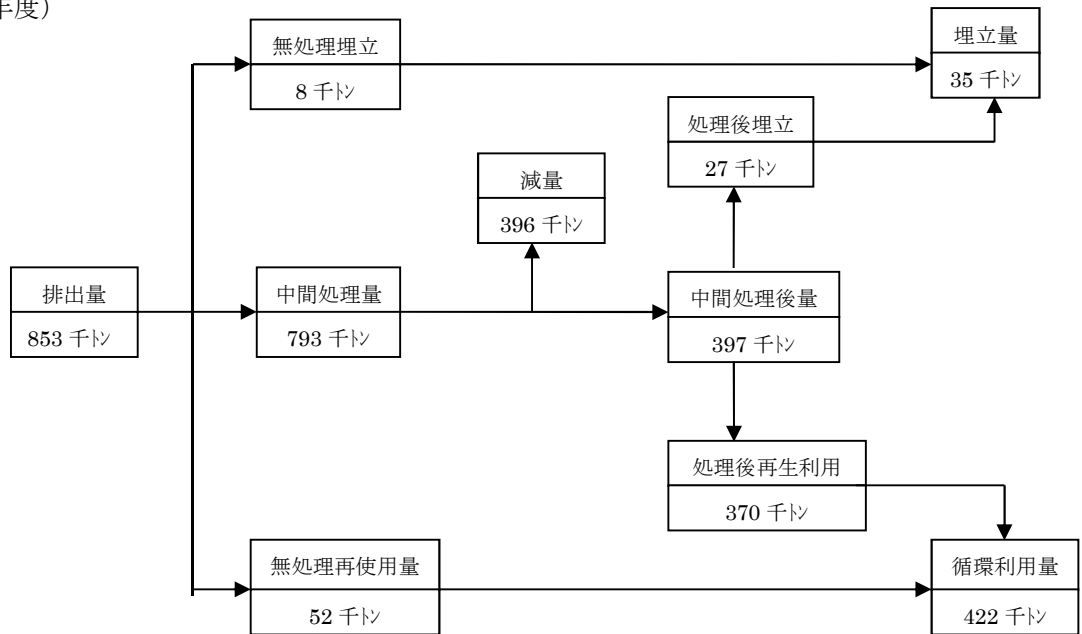
生活系資源物回収量の推移

(t)

年度	空き缶	空きビン	ペット ボトル	プラス チック製 容器包装	紙製容 器包装	古紙	布類	生ごみ	側溝 汚泥	小型 廃家電	廃食 用油	集団 回収	合計	
													回収量	前年度 比率(%)
23	1,080	2,537	650	2,707	53	1,028	182	589	608	33	11	16,657	26,135	101.0
24	1,031	2,521	541	2,625	59	1,153	231	668	640	76	12	16,722	26,279	100.6
25	872	2,481	562	2,571	61	1,258	265	766	637	115	11	16,155	25,754	98.0
26	807	2,380	543	2,491	61	1,247	274	937	626	156	11	15,226	24,759	96.1
27	749	2,408	539	2,468	65	1,341	318	906	625	181	12	14,806	24,418	98.6

産業廃棄物の処理処分状況

(平成 26 年度)



■ 目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
産業廃棄物減量化・循環利用率	産業廃棄物発生量に占める中間処理等により減量化された量	廃棄物の循環的利用、適正処理を推進し、富山県の「とやま廃棄物プラン」で定める数値を目指す。	95.8% (26 年度)	96.1%
市民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量	ごみ総排出量から求めた市民 1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量 (事業系廃棄物は含まない。)	市民 1 人 1 日当たり 30 g の減量を目指す。	734 g (28 年度)	704 g
一般廃棄物の再生利用率	ごみの総排出量に占める再生利用が可能な資源物の割合	可燃ごみ・不燃ごみに含まれる資源物の分別を徹底し、割合の増加を目指す。	24.5% (28 年度)	25.0%
エコタウン交流推進センター利用者数(再掲Ⅱ-4-(3))	エコタウン交流推進センターの利用者数	環境学習の機会の充実を図り、約 25% の増加を目指す。	8,106 人 (27 年度)	10,000 人

■ 施策の方向

① ごみの減量とリサイクルの推進

ごみの発生を抑制する生活様式の定着に向けた意識啓発や、ごみの排出段階における分別の徹底を周知することで、市民との協働によるごみの減量化・資源化に取り組みます。

また、排出されたごみを可能な限りリサイクルするシステムづくりに努め、循環型まち

づくりを推進します。

②廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物の排出事業者には、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処分等の徹底を指導します。

また、廃棄物の不法投棄防止の広報活動や監視活動を強化します。

③エコタウン事業の充実

立地事業所が活用する廃棄物の確保、リサイクル製品の販売促進を支援することで産業振興を図ります。

また、エコタウン内での資源循環を推進することで、さらなるゼロエミッション化を目指すとともに、事業活動を市民等にわかりやすく情報提供することに努めます。

さらに、エコタウンが周辺地域の活性化に貢献できる環境づくりに努めます。

■市民に期待する役割

- * 廃棄物の適正処理に努める。
- * 不法投棄や不適正処理を発見した場合は市に通報する。
- * 市の啓発活動への関心を持ち、ごみの減量・資源化へ積極的に取り組む。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
ごみ減量化・資源化推進事業	資源物ステーション運営事業 古布リユース・リサイクル事業 小型家電リサイクル事業 生ごみリサイクル事業	事業の継続実施
エコタウン推進事業	エコタウン学園の実施等	事業の継続実施

基本目標	Ⅱ 安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	4.自然にやさしいまちづくり
施 策	(2) エネルギーの有効活用

■現状と課題

人々の暮らしや社会に必要なエネルギーの大部分は、石油をはじめとする有限な化石燃料に依存していることから、その消費を抑制することや他のエネルギー源に転換していくことが必要となっています。

一方で、エネルギー消費に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の影響もあって、地球温暖化という地球規模の環境問題が発生しています。

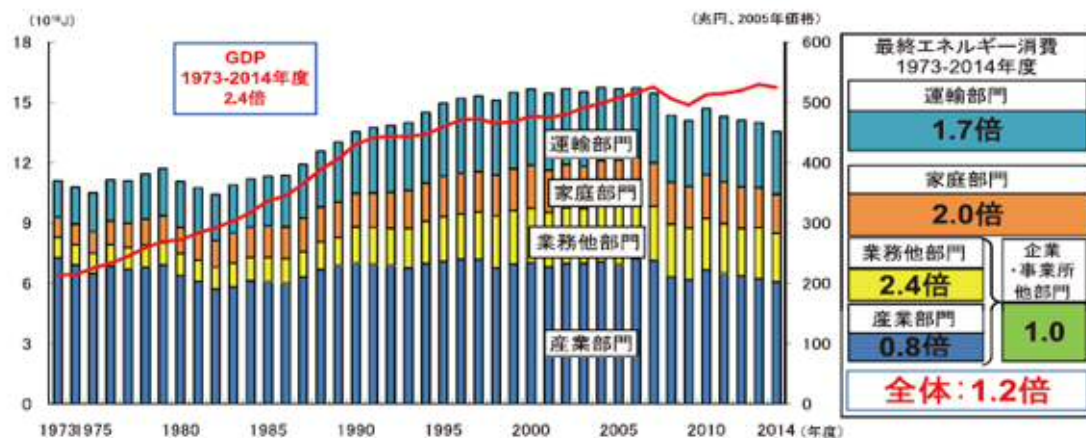
このような状況の中、資源の枯渇と地球温暖化対策に適切に対応し、持続可能な低炭素社会の実現を目指して、将来世代にも恵み豊かな都市環境を引き継いでいくことが私たちの重要な責務となっています。

また、東日本大震災を教訓として、再生可能エネルギーを中心とした安心・安全な新エネルギーへの転換やエネルギー消費を抑える省エネルギー化への取り組みも重要な課題となっています。

このことから、本市では「富山市環境モデル都市行動計画」を推進し、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら、環境負荷の小さい豊かな低炭素社会の実現を目指すとともに、環境未来都市として、地理的特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、先進的かつ独自性のある事業に取り組み、国内外のモデルとなる環境にも高齢者にもやさしい持続可能な都市を引き続き目指す必要があります。

さらに、国際連合 SE4All の「エネルギー効率改善都市」として、都市全体のエネルギー効率の改善に努め、本市の取り組みを国内外に普及展開することで、各国共通の課題解決へ寄与することが求められています。

【第211-1-1】最終エネルギー消費と実質GDPの推移



出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書 2016」第2部 第1章 国内エネルギー動向



出典：(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構「新エネルギーガイドブック 2008」

■ 目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
温室効果ガス排出量の削減割合	平成 17 年度を基準とした温室効果ガス排出量の削減割合	環境モデル都市行動計画に位置づけた温室効果ガス排出量の中長期削減目標達成を目指す。	— (17 年度)	30%削減 (2030 年)
バイオマス発電施設等への間伐材搬入量	市内産材がバイオマス発電施設等に搬入された量	間伐材チップ・ペレットとしての有効活用を努め、約 2 割の搬入量の増加を目指す。	8,100 m ³ (27 年度)	9,700 m ³
年間発電可能量 (発電箇所数)	小水力発電所が年間に発電する電力量と箇所数	小水力発電を予定している地区の電力量と箇所数の増加を目指す。	220 万 kWh (1 箇所) (28 年)	828 万 kWh (4 箇所)

■ 施策の方向

①再生可能エネルギーの導入促進

住宅用の太陽光発電システム設置者に助成を行うことにより、クリーンエネルギーを利用する太陽光発電システムの普及拡大を図ります。

また、本市が有する豊かな水資源を活用するため、市民に身近な農業用水等を活用した小水力発電の普及に努めるとともに、間伐材を木質ペレットやバイオマスエネルギーの原料として有効活用するなど、再生可能エネルギーの誘導促進に努めます。

②省エネルギー対策の推進

家庭での省エネルギー化を推進するため、今後、普及が望まれる先進的な住宅用省エネルギー設備に対して助成を行います。

また、新エネルギーや省エネルギー設備の公共施設への導入を推進するとともに、エネルギー全体の消費を抑えるため、省エネルギーを啓発し、効率的なエネルギーの利用に努めます。

③次世代自動車の普及促進

本市における温室効果ガスの排出割合の高い運輸部門での排出量削減を図るため、環境性能に優れた次世代自動車の普及促進と併せ、充電インフラや燃料電池車用の水素ステーションの導入を支援します。

④未利用エネルギー等の活用

工場の排熱などの未利用エネルギーについて、民間事業者へ情報提供を行うなど、導入に向け、支援を行います。

■市民に期待する役割

- * 太陽光発電、太陽熱、地中熱利用システムなどの新エネルギー設備を設置する。
- * HEMS やエネファームなどの省エネルギー設備を設置する。
- * バイオマス資源や間伐材の有効活用のため、ペレットストーブの設置や廃食用油の回収に協力する。
- * 節電や節水など、日常の暮らし方を転換し、省エネルギー型のエコライフに努めるとともに、環境意識の醸成を図る。
- * 環境にやさしい次世代自動車を利用する。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
太陽光発電システム導入補助事業	設置補助の実施	事業の継続実施
省エネ設備等導入補助事業	設備等導入補助の実施	事業の継続実施
代替エネルギー用材等活用促進事業	代替エネルギー用材搬出促進補助	事業の継続実施
小水力発電普及促進事業	市内全域を対象に、可能性調査を実施 4 地区について概略設計、うち 3 地区の事業実施支援を実施	小水力発電所を累計 1 箇所を設置予定
住宅用省エネ設備等導入補助事業	設備等導入補助の実施	事業の継続実施
電気自動車充電設備設置補助事業	設置補助の実施	充電設備設置等への補助事業の実施
水素ステーション整備補助事業	—	導入補助事業の実施

基本目標	Ⅱ安心・安全で持続性のある魅力的なまち【都市・環境】
政 策	4.自然にやさしいまちづくり
施 策	(3) 市民・企業・行政の協働による環境負荷低減への取組

■現状と課題

市民のライフスタイルやビジネススタイルなどを低炭素型に変えていくため、さまざまな場で環境学習の機会の充実を図りながら、省エネルギー意識の啓発・誘導を軸とした施策を展開していく必要があります。そのことにより、市民、事業者、就業者の意識を変革し、行政と協働し二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、環境活動を担う人づくりに努めていくことが重要です。

具体的な施策としては、市民に対し、地域で自主的に資源物を回収する集団回収活動への支援を行っていますが、近年、実施する団体や回収量が減少しており、より一層の活性化を図る必要があります。

美化活動については、川、海岸、呉羽丘陵等をきれいにする日を決め、市民や事業者、行政が一体となった活動を展開していますが、今後も、環境美化に関する意識の啓発や美化活動への支援を通して、より一層連携を深める必要があります。

環境教育の推進については、ごみの減量や資源化の意識の高揚を図るため、学校や地域においては、課外授業や出前講座の開催、社会科副読本の作成・配布を行っていますが、より効果的な啓発を行うため、一層環境教育の内容を充実させていく必要があります。

■目標とする指標

指標名	指標の説明	目標設定の考え方	基準数値	目標数値
3R推進スクール実施率	小学校、幼稚園、保育所等における3R推進スクールの実施割合	幼少期・少年期からごみに対する関心を高めるため、実施率35%以上を目指す。	30% (28年度)	35%
チームとやましメンバー数	地球温暖化防止活動に取り組む人数	省エネ設備等への補助制度の周知や、各種啓発活動によりメンバー数の増を目指す。	20,976人 (28年度)	21,500人
エコタウン交流推進センター利用者数	エコタウン交流推進センターの利用者数	環境学習の機会の充実を図り、約25%の増加を目指す。	8,106人 (27年度)	10,000人

■施策の方向

①エコライフ・エコ企業活動の推進

市民、企業、行政が一体となって二酸化炭素排出量の削減を目指す市民総参加型プロジェクト「チームとやまし」の取り組みを推進し、環境負荷低減の重要性や活動例の情報提供等により、市民生活のエコライフへの転換を図ります。戸建住宅から集合住宅への住み替え促進とあわせて戸建住宅の省エネ性能を向上させ、低炭素住宅の普及促進を図ります。

また、企業等の活動における自動車利用の見直しなど、日常の企業活動における低炭素化の取り組みを促進するとともに、オフィス等の業務建築物の省エネ性能の向上、工場等の生産活動における新エネルギーの普及・転換や省エネ設備の導入促進を図ります。

さらに、地域やPTAなどが自主的に実施する資源物の集団回収を支援するとともに、美化活動については、川、海岸、呉羽丘陵等をきれいにする日の清掃活動を継続して実施します。

②環境教育の推進

幼少期・少年期からごみの減量や資源化に対する関心を高めるため、子ども達が環境について自ら学び、考える機会を創出する「環境教室」や「3R推進スクール」の開催、社会科副読本「美しい富山」の作成・配布などを通じて、環境教育の充実を図ります。

また、市内の小学生が富山市野外教育活動センター（富山市子どもの村）での宿泊学習の際、苗木の植樹体験を行うことで、環境意識の醸成を図ります。

市民に対しては、出前講座や「チームとやまし」における緑のカーテン事業などの意識啓発事業に加え、資源循環拠点施設であるエコタウン産業団地と新エネルギー施設などを組み合わせたエコツアーの開催など、環境学習の機会の充実に努めます。

さらに、家庭や外食時での食べ残しを減らし、おいしい富山の食材を食べきることを目的とした「おいしいとやま食べきり運動」を展開し、「食品ロス」の削減に努めます。

■市民に期待する役割

- * 「チームとやまし」に参加し、地球温暖化防止活動を実践する。
- * エコ・科学・エネルギー施設と連携して開催する「環境教室」に参加する。
- * PTAや婦人会などさまざまな単位で、積極的に資源物の集団回収活動や美化活動に参加する。
- * 学校や家庭などさまざまなフィールドで、「3R」について積極的に取り組んでもらう。

■総合計画事業概要

事業名	平成 28 年度末現況	事業の概要(29～33 年度)
チームとやまし推進事業	—	チームとやましの普及啓発 緑のカーテン事業 コアメンバー交流会義の開催
公共交通利用促進事業(再掲Ⅱ-2-(5))	情報誌・テレビ・ラジオ等による公共交通利用啓発、小学生を対象とした交通環境学習の実施等	事業の継続実施
3R推進スクール事業、ごみ減量普及啓発事業	3R推進スクール事業 幼稚園および保育所 22 校、小学校 32 校で実施 ごみ減量普及啓発事業 副読本を 4,200 冊作成、市内の小学校 66 校に配布(27 年度)	事業の継続実施